

藤島地域小中学校整備について

令和6年8月24日（土）
藤島小学校区懇談会

藤島地域小中学校整備検討委員会
事務局：鶴岡市教育委員会管理課

1

本日の説明内容

- 1 小学校区懇談会で議論いただきたいこと
- 2 小中一貫教育とは？
- 3 藤島地域におけるこれまでの検討経過
- 4 小中一貫校とは？
- 5 教育委員会の基本的な考え方
- 6 今後の検討事項

2

本日の説明内容

- 1 小学校区懇談会で議論いただきたいこと
- 2 小中一貫教育って何？
- 3 藤島地域におけるこれまでの検討経過
- 4 小中一貫校って何？
- 5 教育委員会の基本的な考え方
- 6 今後の検討事項

3

小学校区懇談会の位置づけ

小学校区懇談会（教委が協力し地元が設置）

地元意向等のとりまとめ

意見を付し意向を報告

②要請

③報告

整備検討委員会（教委が設置）

地元住民の意向の把握

意見を付し意向を報告

①要請

④報告

教育委員会

地元住民の意向の把握

地元の意向を尊重し
義務教育学校設置の判断

4

小学校区懇談会で議論いただきたいこと

●藤島地域教育振興会議からの提言

- ・施設一体型の小中一貫校
（義務教育学校）整備の賛否

●藤島小学校区懇談会

- ・ 中学校と合わせて改築を進め、
小学校校舎の老朽化の解消を図るか

●東栄・渡前小学校区懇談会

- ・ 小学校の統合により、複式学級の
解消を図るか

5

施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）？

- ①施設一体型 → 施設の形態
(建物の数、距離)

- ②小中一貫校 → 教育の方法
(小中一貫教育)

- ③義務教育学校 → 小中一貫教育の手法
(学校の種類)

6

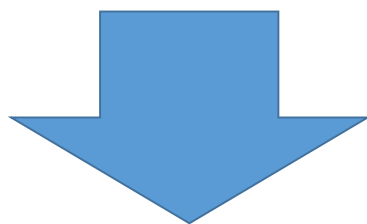
本日の説明内容

- 1 小学校区懇談会で議論いただきたいこと
- 2 **小中一貫教育とは？**
- 3 藤島地域におけるこれまでの検討経過
- 4 小中一貫校とは？
- 5 教育委員会の基本的な考え方
- 6 今後の検討事項

7

小中一貫教育とは？

- 小・中学校の教員が目指す子ども像を共有し、
9年間を通じた教育課程を編成し、
系統的な教育を目指す教育



なぜ、小中一貫教育が必要？

8

なぜ、小中一貫教育が必要？

※国立教育政策研究所 平成27年度公開シンポジウム

「小中一貫教育の制度化と展開」基調講演資料の項目抜粋

●小中一貫教育が求められる背景

- ・ 少子化、人口減少に伴う学校・家庭・地域の社会性育成機能の低下への懸念
- ・ 児童生徒の発達の早期化等に関わる現象
- ・ 「中一ギャップ」への対応

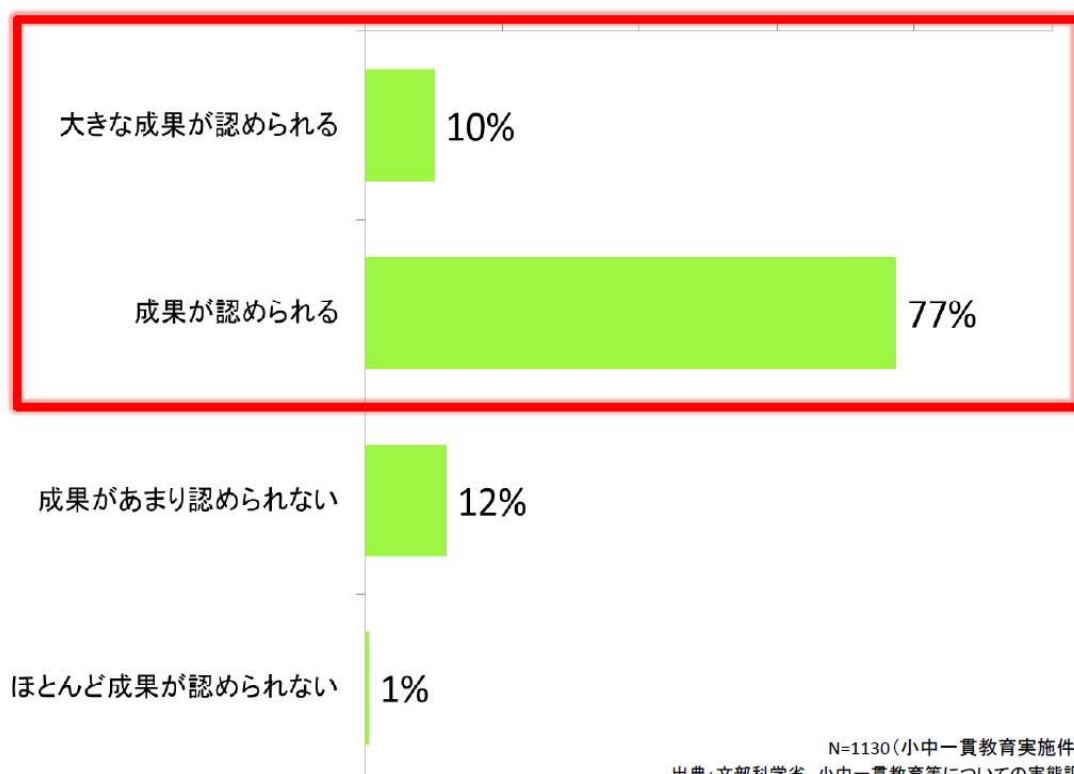
●小中一貫教育の現状・成果・課題

- ・ 小中一貫教育の取組は全国的に広がっている
- ・ 小中一貫教育の実施校のほとんどが多岐にわたる顕著な成果を認識（学力向上、中一ギャップ緩和、教職員の意識・指導力の向上）
その一方、教職員の負担軽減など解消を図るべき課題も存在する。

9

なぜ、小中一貫教育が必要？

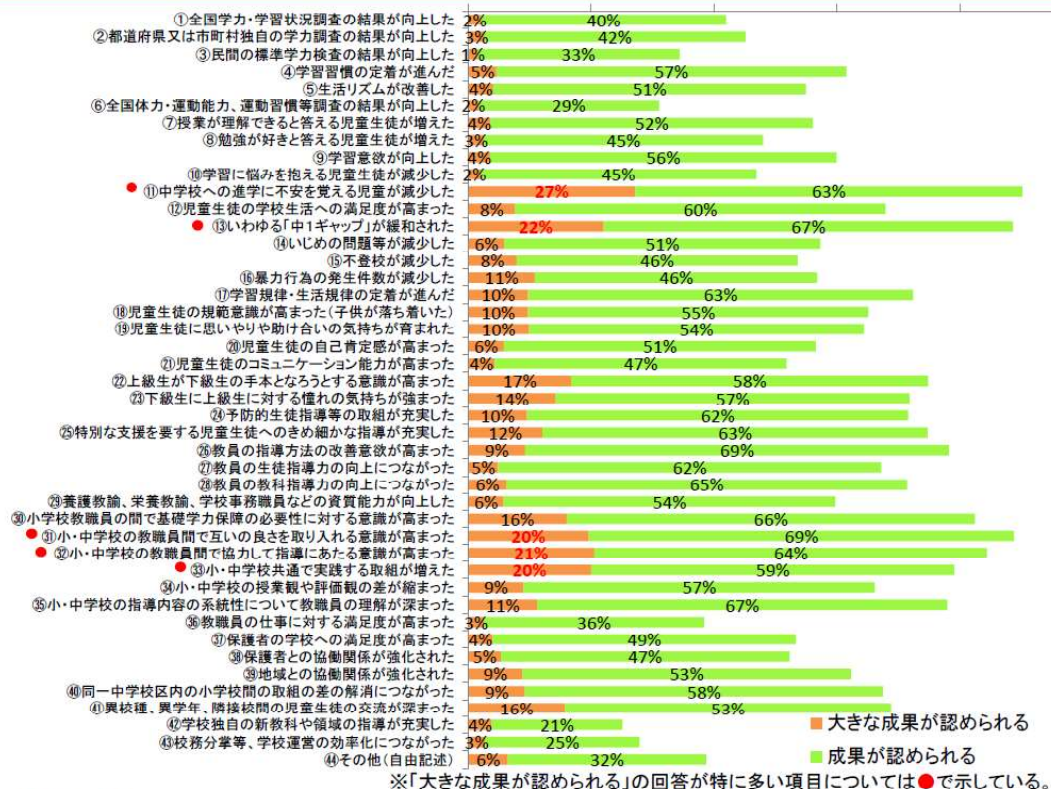
小中一貫教育のこれまでの取組の総合的な評価（成果）



29

なぜ、小中一貫教育が必要？

小中一貫教育の成果



N=1130(小中一貫教育実施件数)

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査 30

※国立教育政策研究所 平成27年度公開シンポジウム基調講演資料抜粋

11

なぜ、小中一貫教育が必要？

小中一貫教育の課題



N=1130(小中一貫教育実施件数)

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査 31

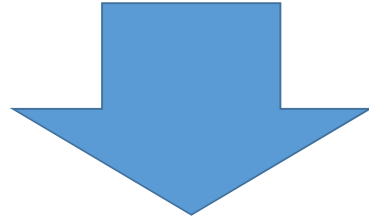
※国立教育政策研究所 平成27年度公開シンポジウム基調講演資料抜粋

12

なぜ、小中一貫教育が必要？

●小中一貫教育の取組の多様性を尊重しつつ

優れた取組が展開されるような環境整備が必要



小中一貫教育が制度化された

※国立教育政策研究所 平成27年度公開シンポジウム
「小中一貫教育の制度化と展開」資料は、以下サイト参照
https://www.nier.go.jp/06_jigyous/symposium/sympo_h27/index.html



13

本日の説明内容

- 1 小学校区懇談会で議論いただきたいこと
- 2 小中一貫教育とは？
- 3 藤島地域におけるこれまでの検討経過
- 4 小中一貫校とは？
- 5 教育委員会の基本的な考え方
- 6 今後の検討事項

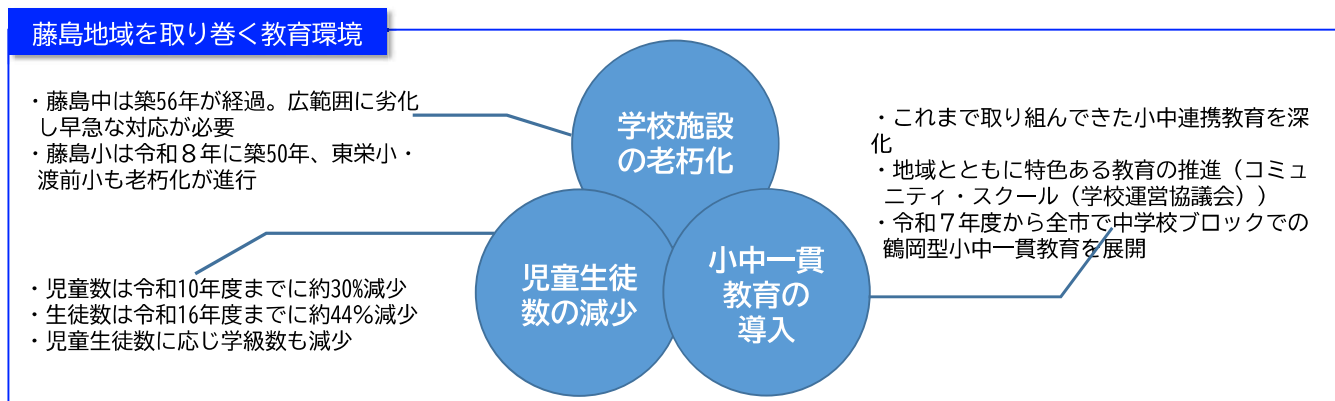
藤島地域小中学校整備に係る検討経過概要

● 藤島地域文厚エリア全体の再構築 → 藤島小中学校の整備検討

R 3 年度	藤島地域 振興懇談会	・ 文厚エリアの今後について協議 ・ 中核施設である藤島中学校の改築について意見交換
R 4 年度		・ 小中学校整備の検討をするため、藤島地域教育振興会議の設置を決定
R 5 年度	藤島地域 教育振興会議	・ 現状と課題整理 ・ 小中一貫教育先進事例の成果と課題知識取得 ・ グループ討議「藤島中改築に伴いどのような教育環境を実現したいか」 ・ 地区説明会 ・ 保護者説明会 ・ 保護者アンケート (R5.7) ・ 小中一貫校へ期待がある一方で、不安や懸念が寄せられた 提言①：藤島中改築に早期に取り組むこと 提言②：施設一体型の小中一貫校を基本に検討を加速すること 提言③：各学校区検討組織を設置し、地域合意を得ること 提言④：課題、要望、不安等に対処すること 総合教育会議：藤島地域小中一貫校に関する意見交換 教育委員会：次期改築校を藤島中学校に決定 保護者アンケートの実施 (R6.3) 市 議 会：藤島中学校関連予算議決

15

藤島地域教育振興会議での検討経過



教育環境を
専門的に検討

「藤島地域振興懇談会」という地域振興を検討する会議において、藤島中学校改築とあわせて、3つの小学校も含め今後どのような教育環境を整備していくのか、専門的に検討してもらいたいという提案を受けた

藤島地域教育振興会議の設置

【目的】

藤島地域の教育環境の将来像を検討

【協議・検討】

- ① 学校施設の老朽化
 - ・ 藤島中の改築
 - ・ 各小学校の老朽化
- ② 小中一貫教育の導入
 - ・ 藤島中改築を契機とする、藤島地域の小中一貫教育のあり方

藤島地域教育振興会議の経過

・ 第1回会議	令和4年10月7日
・ 第2回会議	令和4年11月17日
・ 第3回会議	令和5年1月26日
・ 第4回会議	令和5年3月10日
(藤島5地区で説明会 5月中下旬)	
・ 第5回会議	令和5年6月2日
(保護者説明会 6月下旬、7月上旬)	
(保護者アンケート 7/3～7/18) ※教育振興会議実施	
・ 第6回会議	令和5年8月8日
・ 第7回会議	令和5年10月17日

【参考】
教育委員会の取組み
保護者アンケート
(令和6年3月)

16

藤島地域教育振興会議での検討経過

保護者の声（説明会・アンケート等から見てきた小中一貫校への期待と不安）

【期待】

- ・子どもの教育環境が充実する
- ・学校施設が新しくなる
- ・子どもに寄り添う教育
- ・教員の質の向上
- ・幼稚園・保育園から中学校までずっといられる

【不安】

- ・使わなくなる既存校舎の活用
- ・通学がどうなるのか
- ・教職員の負担が子どもに影響する
- ・中学生の圧力に小学生が委縮する
- ・伝統文化をどう継承するのか

※アンケート（R5. 7）結果：小中一貫校の開設を望む保護者が約86%

教育振興会議委員の意見

- ・義務教育学校の整備が妥当
- ・保護者の多くが義務教育学校を望んでいるアンケート結果を尊重
- ・地域の理解と協力が必要
- ・様々な不安や懸念への対応が必要
- ・義務教育学校を整備し子どもたちが満足できる教育環境を望む

保護者説明会やアンケート結果、委員の意見を踏まえ最終報告書としてまとめ、4つの提言を示した

最終報告書の提言		提言への対応状況
提言①	藤島中学校改築に早期に取り組むこと	・定例教育委員会で藤島中学校改築を決定（R5. 12） ・改築に向け予算化し、耐力度調査を実施（R6. 4～）
提言②	藤島中学校改築にあたり、小学校・中学校施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）の整備を基本とし、この対象となる各小学校区の検討を加速すること	・藤島地域小中学校整備検討委員会を設置（R6. 6）
提言③	提言②のための各小学校区の検討組織を設置し、整備スケジュールに応じた地域合意を得ること	・小学校区ごとの懇談会を設置予定（R6. 8～）
提言④	小中一貫教育及び小中一貫校の推進にあたり、藤島地域教育振興会議の各会議、地区説明会、保護者説明会・アンケートで挙げられた課題、要望、不安等については、今後しかるべき組織での協議・検討を加え、適切に対処すること	・議会、検討委員会、PTAなど様々な機会で説明（随時） ・設立準備委員会での検討を予定（R7～）

17

保護者アンケート（R6.3）結果の概要

1 目的

各小学校の統合及び義務教育学校への再編に向けた各小学校区での検討の参考とするため

2 回収状況

回答数：267世帯 回収率：46.4%

3 結果

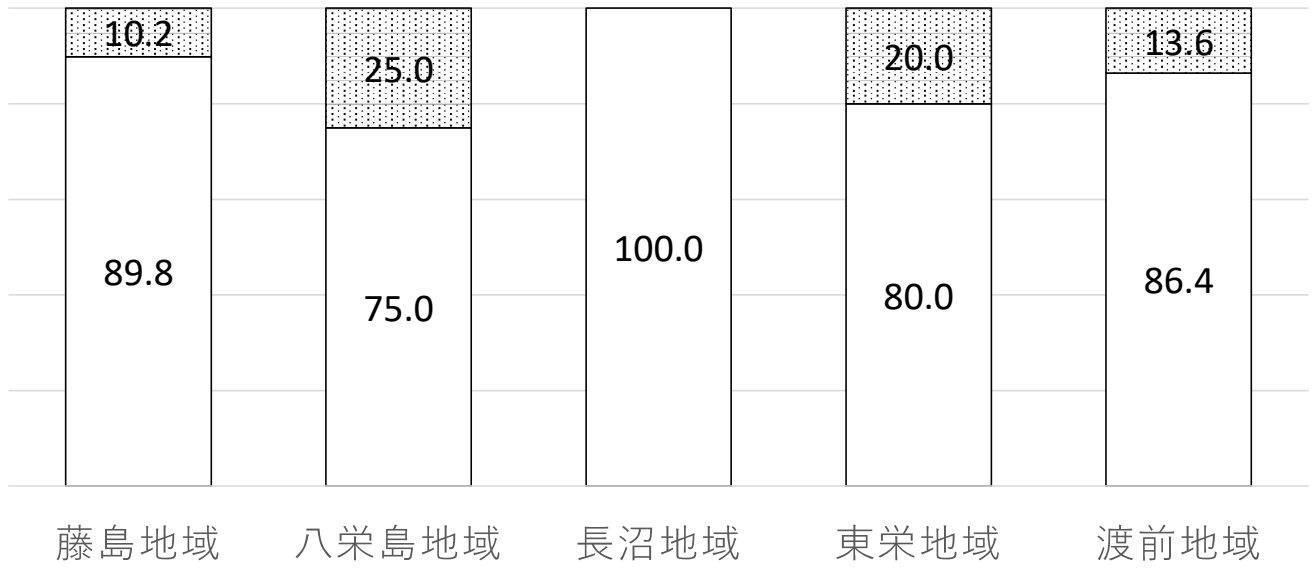
義務教育学校整備 賛成88% 反対12%

※地区別、小学校区別、所属別は別紙参照

保護者アンケート（R6.3）結果の概要

地区別賛否の状況

□ 賛成 割合（％） ■ 反対 割合（％）

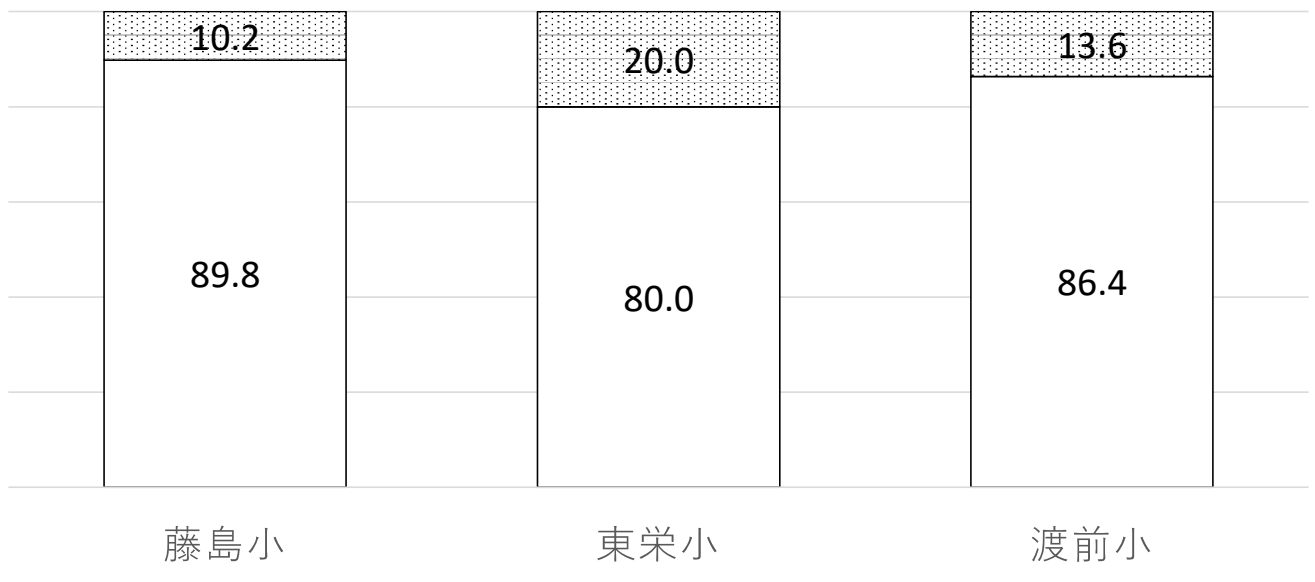


※詳細は別添「保護者アンケート（R6.3）結果」（R6.8.1整備検討委員会資料）参照 19

保護者アンケート（R6.3）結果の概要

小学校区別賛否の状況

□ 賛成 割合（％） ■ 反対 割合（％）



※詳細は別添「保護者アンケート（R6.3）結果」（R6.8.1整備検討委員会資料）参照 20

保護者アンケート（R6.3）結果の概要

所属別賛否の状況

□ 賛成 割合（％） ▨ 反対 割合（％）



※詳細は別添「保護者アンケート（R6.3）結果」（R6.8.1整備検討委員会資料）参照 21

保護者アンケート（R6.3）結果の概要

※保護者アンケート（R6.3）で寄せられた懸念において、件数が多いものを抜粋

- 同じ学年の児童・生徒が9年間変わらないので、トラブル（いじめ、不登校）が起きてしまったときに長い期間続いてしまうのではないか。7件
- スクールバスはどうなるのか。（運行範囲、経路、乗車時間、小中混合）8件
- 地区の行事、伝統芸能が失われるのではないか。5件

※詳細は別添「保護者アンケート（R6.3）結果」（R6.8.1整備検討委員会資料）参照 22

整備検討委員会 第1回会議意見概要

- ・教育振興会議の提言を最大限尊重し、義務教育学校整備の課題や反対する理由をどのように解決するかを議論すべき。
- ・小規模校では集団生活での学びが十分とは言えないので、子どもたちのために小中一貫教育を進めるべき。
- ・反対意見にある人間関係の固定化は、小中一貫校ではなく、小規模校の昔からの課題。
- ・地域内の義務教育学校に対する理解度が低い。
- ・既存の義務教育学校の成果を示すべき。
- ・過疎化の観点から、中学校整備と小学校統合は別に考えるべき。
- ・多くの教職員が反対署名活動へ賛同していることを踏まえるべき。
- ・教員が義務教育学校への赴任を嫌がるとなれば、教育の質の低下につながるのではないか。
- ・義務教育学校の校長は中学校教諭が多いと聞くが、中学校教諭には幼保小連携の認識がないので、反対である。

23

本日の説明内容

- 1 小学校区懇談会で議論いただきたいこと
- 2 小中一貫教育とは？
- 3 藤島地域におけるこれまでの検討経過
- 4 小中一貫校とは？
- 5 教育委員会の基本的な考え方
- 6 今後の検討事項

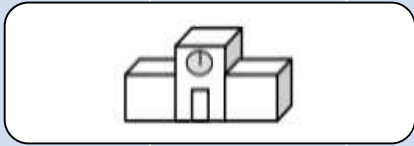
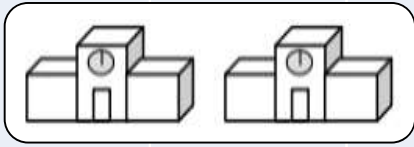
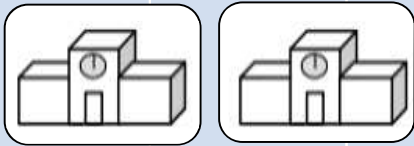
24

藤島地域小中一貫校の施設形態（ハード的視点）

●小中一貫校の施設形態は3種類 ●施設分離型は選択が困難

施設の形態

メリット・デメリット

	敷地	建物
①施設一体型	同一	同一
		
②施設隣接型	同一	別
		
③施設分離型	別	別
		

・小学校、中学校を同時に改築できる

・小学校の改築については、改めて、全小中学校の状況をみて改築順を検討する必要がある

・各小学校を残しつつ小中一貫校とした場合、①、②と比べ教育的効果が小さい

※模式的に示すため、各小学校の組み合わせは表現していません。

25

藤島地域小中一貫校の類型（制度的視点）

●小中一貫校の類型は3種類 ●連携型は対象外

小中一貫校の類型

メリット・デメリット

	設置者	校長	職員組織
A 義務教育学校	同一	1人	1つ
			
B 併設型小中学校	同一	2人	2つ
			
C 連携型小中学校	別	2人	2つ

対象外

※連携型小中学校は、設置者が異なる場合（市町村境をまたぐ学区など）が対象

・教員同士の連携が高まり教育的効果が高い
・立上から数年間は、教職員の負担増が考えられる

・義務教育学校に準じた教育課程が編成できる
・教職員同士の連携が、Aより低い

※模式的に示すため、各小学校の組み合わせは表現していません。

26

藤島地域小中一貫校のパターン

●藤島で選択する施設形態は2種類、類型は2類型 → 組合せは4種類

施設の形態

	敷地	建物
①施設一体型	同一	同一
②施設隣接型	同一	別

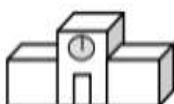
小中一貫校の類型

	設置者	校長	職員組織
A 義務教育学校	同一	1人	1つ
B 併設型小中学校	同一	2人	2つ

施設一体型義務教育学校 (①×A)



校長



職員組織

施設隣接型義務教育学校 (②×A)



校長

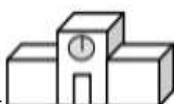


職員組織

施設一体型併設型小中学校 (①×B)



小学校校長



中学校校長

職員組織

職員組織

施設隣接型併設型小中学校 (②×B)



小学校校長



中学校校長

職員組織

職員組織

※模式的に示すため、各小学校の組み合わせは表現していません。

27

施設一体型の小中一貫校(義務教育学校)とは

小学1年生から
中学3年生(9年生)までが
同じ校舎で生活

1人の校長のもと、1つの教職員
組織が一貫した教育課程を編成し
実施する9年制の学校

期待される効果

- 小学校段階と中学校段階の教職員が同じ職員室にいるので児童生徒についての相談や情報共有などがたやすくなり、より細やかな指導や支援につながります。
- 9年間同じ校舎で学ぶことにより、心の安定が図られ「小中ギャップ」の解消が期待できます。
- 学校行事など様々な活動に1年生から9年生までが一緒に取り組むことにより、後輩の手本となる先輩の姿、先輩にあこがれる後輩の姿が期待できます。
- 中学校の教科の先生が小学校の授業を担当し、より専門的でわかりやすい授業を提供しやすくなります。
- 従来の6-3制にとらわれず、4-3-2制や5-4制など、柔軟な教育課程を編成することが可能になります。

28

藤島地域をモデルとした小中学校施設一体型の 小中一貫校のイメージ【事務局素案】

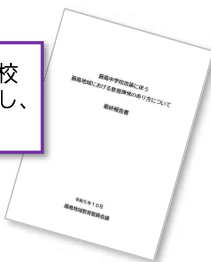
R6.2～3 地区説明会資料
鶴岡市教育委員会学校教育課

参考

藤島地域教育振興会議の提言（要旨）

藤島中改築に早期に取り組み、改築にあたり小・中学校一体型の小中一貫校（義務教育学校）の整備を基本とし、検討すること等が提言された。

あわせて、**学校のイメージ**を示し、地域、保護者等への丁寧な説明が求められている。



藤島地域の現状

学校の老朽化

- 藤島中は築56年が経過、健全度が著しく低く早急に対応が必要
- 藤島小は築48年が経過。東栄小、渡前小も築35年以上が経過し、いずれの校舎も広範囲に劣化が進んでいる

児童生徒の減少

- 児童数は6年後に約3割減少する（R4：408人→R10：約300人）
- 生徒数は6年後に約2割減少する（R4：250人→R10：約200人）
- 渡前小は既に複式学級が発生し、東栄小も来年度以降その可能性が高い

鶴岡型小中一貫教育が目指すもの

大切にする「4つのつながり」

つながり①…目標

9年間で目指す子ども像の実現に向け、教育目標や取組みを小中学校が共有する

つながり②…教育課程

目指す子ども像に基づいた教育課程の編成による小中一貫教育を進める

つながり③…活動

児童生徒の交流、教職員の協働の取組を進め、人間性や社会性などを伸ばす

つながり④…家庭・地域

家庭、地域との連携を大切に、地域ぐるみで子どもを育成する

R5

鶴岡型小中一貫教育基本計画を策定

R6

各中学校ブロックの具体的計画を検討

R7～

小中一貫教育スタート



イメージ図

藤島地域ならではの学校づくり（義務教育学校の場合）

- 概要 : 1人の校長の下、1つの教職員組織が置かれ9年間の系統性を確保した教育課程が編成・実践される
- 児童生徒数 : 約500人（1年生～9年生）※R10年度の児童生徒数を基準に試算
- 学級数 : 想定15学級（小学校相当：9学級 中学校相当：6学級）※
- 延床面積約 : 11,000～12,000㎡（文科省算定基準、現在の藤島中の2倍）※



29

藤島地域をモデルとした小中学校施設一体型の 小中一貫校のイメージ【事務局素案】

R6.2～3 地区説明会資料
鶴岡市教育委員会学校教育課

参考

藤島地域における義務教育学校での取組みと期待されること（実践校の成果に基づく）

つながり① 目標

小学校と中学校で「目指す子ども像」が同じになります

【取組み例】

- 9年間を見通したつながりある一貫教育を行います。
- 9年間を通して子どもたちにきめ細やかに関わります。
- 小学校と中学校の数多くの教職員が一緒に指導支援します。

つながり③ 活動

小学生と中学生、また、小学校と中学校の先生がさらに交流します

【取組み例】

- 運動会や入学式、卒業式など様々な活動に、**小学生と中学生が一緒に取り組みます。**
- 教職員の協働を推進する研修や校内組織を運営します。

一人ひとりの個性を伸ばし、未来を生きぬく力を育みます

大人数で切磋琢磨し、活動の幅が広がります

藤島の良さ、鶴岡の強みを学び、視野が広がります

9年間の一貫した教育課程により、小中ギャップが軽減します

子どもの心が安定し、いじめ・不登校が減少します

教職員の意識、指導力が向上します

地域に開かれた学校で継続的に子ども達と関わります

つながり② 教育課程

小学校と中学校の先生が同じ目標に向かって連携しながら取組みます

【取組み例】

- 授業や家庭学習のやり方を小中学校の先生が一緒に考えます。
- 教育学的知見に基づいた柔軟な学年区分を設定し、6-3制では2回（児童会と生徒会のリーダー経験）が、4-3-2制では4回（各課程、学校全体）のリーダー経験が可能となります。
- 5年生時から教科担任による分かりやすい授業を導入します。

つながり④ 家庭・地域

家庭、地域との交流を大切にします

【取組み例】

- コミュニティ・スクールと連動し、地域住民の学校運営への参画が深まります。
- 地域団体や地元高校等と連携し、**獅子踊りや食・農などをテーマに地域を学ぶ「藤島学（仮）」**を検討していきます。
- 保護者会の規模が大きくなり、交流範囲が広がります。



例えば、右のことも考えていくことになります

学校施設・設備の刷新

- 地場産木材をふんだんに使用した温かみのある校舎
- 標準の規格よりも広い普通教室と特別支援教育にも配慮した各種相談室等の配置
- 藤島小、藤島中敷地を活用した広い体育館、グラウンドの整備

課題の検討と対応

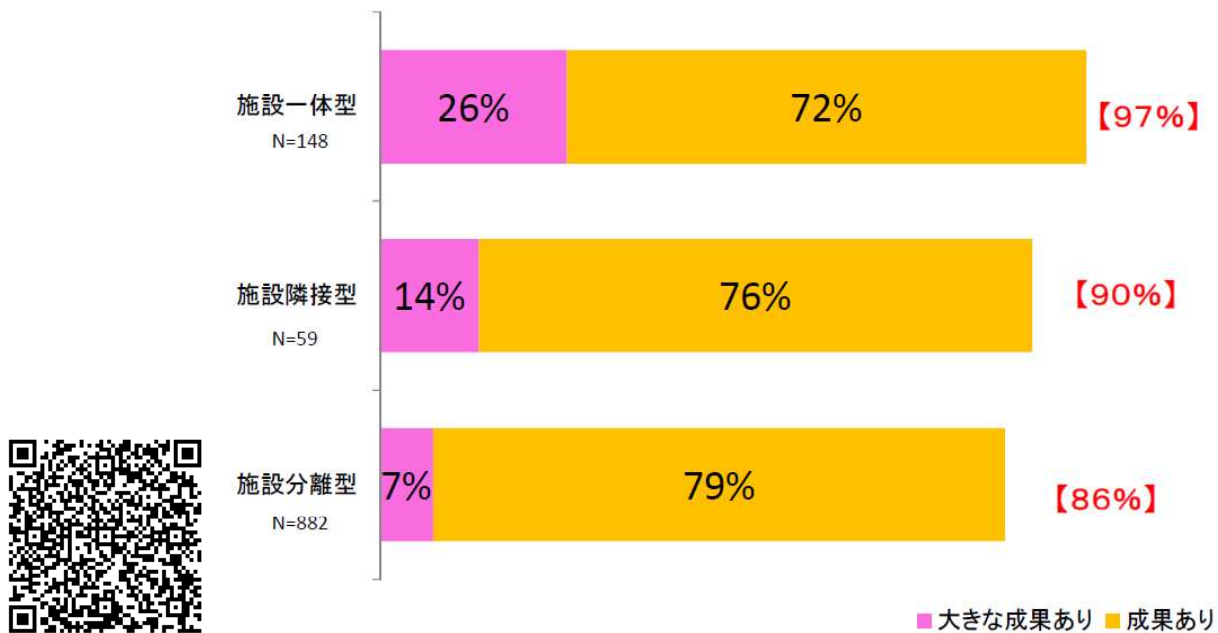
- 通学区域が広域化した場合のスクールバス運行の工夫（通学の負担軽減）
- 発達段階に対応できる校舎棟、教室等のレイアウトの工夫
- インクルーシブ教育システム（障がいのある者となりが共に学ぶ仕組み）を意識した特別支援教育の実践
- 保幼小中連携の実践による藤島ならではの教育の推進

30

施設形態別の小中一貫教育の成果

施設形態 × 小中一貫教育の成果

総合評価



※文部科学省 平成26年9月19日 小中一貫教育特別部会（第3回）資料3抜粋

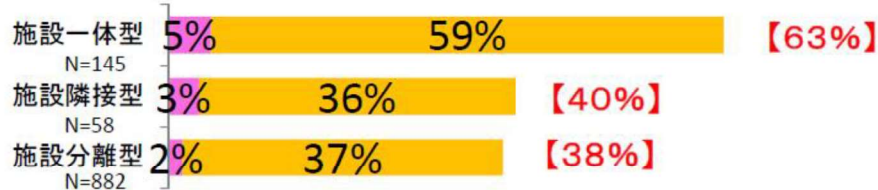
以下サイト（QRコード）参照

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/051/siryo/1352812.htm

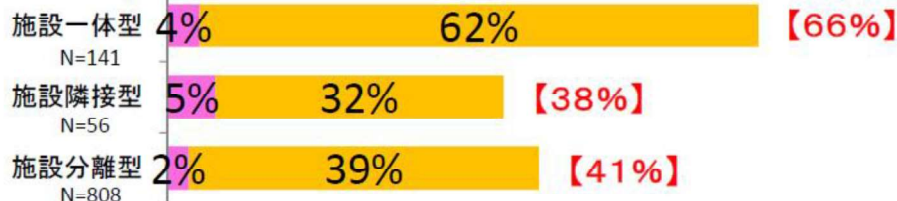
31

施設形態別の小中一貫教育の成果

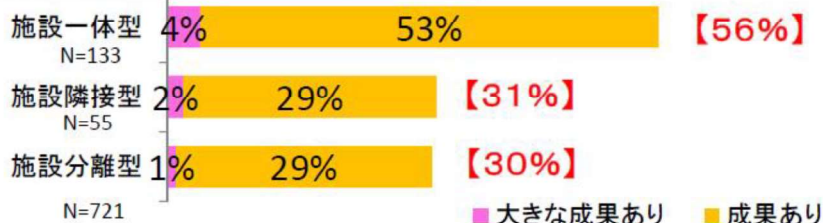
①全国学力・学習状況調査の結果が向上した



②都道府県又は市町村独自の学力調査の結果が向上した



③民間の標準学力検査の結果が向上した



※文部科学省 平成26年9月19日 小中一貫教育特別部会（第3回）資料3抜粋

32

本日の説明内容

- 1 小学校区懇談会で議論いただきたいこと
- 2 小中一貫教育とは？
- 3 藤島地域におけるこれまでの検討経過
- 4 小中一貫校とは？
- 5 **教育委員会の基本的な考え方**
- 6 今後の検討事項

33

教育委員会の基本的考え方

- 1 鶴岡型小中一貫教育の導入により、
義務教育の質を高めていきます。
- 2 教育課程や指導の中で工夫や配慮をし、
課題の解決に努めます。
- 3 学校生活の変化が児童・生徒や保護者の方に
過大な負担とならないようにします。
- 4 児童・生徒にとって、
望ましい学校施設を作ります。
- 5 利点や課題をわかりやすく示し、機会を捉えて
周知や意見の聞き取りを行い、
着実に議論を進めていきます。

34

寄せられた意見に対する考え方

※保護者アンケート（R6.3）で寄せられた懸念において、件数が多いものを抜粋

●同じ人間関係が続くのが不安

（いじめや不登校が長期化するのでは？）

→いじめや不登校の減少に効果があるとされています。

●通学はどうなる？（スクールバス等）

→乗車時間等にも配慮し、効率的なスクールバス運行等の通学対策を行います。

●地域の伝統行事や、地域とのかかわりや 活力が失われないか不安

→学校と地域で伝統行事等に取り組んでいきます。

※詳細は別添「保護者アンケート（R6.3）で寄せられた懸念に対する教育委員会の基本的な考え方」（R6.8.1整備検討委員会資料）参照

35

本日の説明内容

- 1 小学校区懇談会で議論いただきたいこと
- 2 小中一貫教育とは？
- 3 藤島地域におけるこれまでの検討経過
- 4 小中一貫校とは？
- 5 教育委員会の基本的な考え方
- 6 今後の検討事項

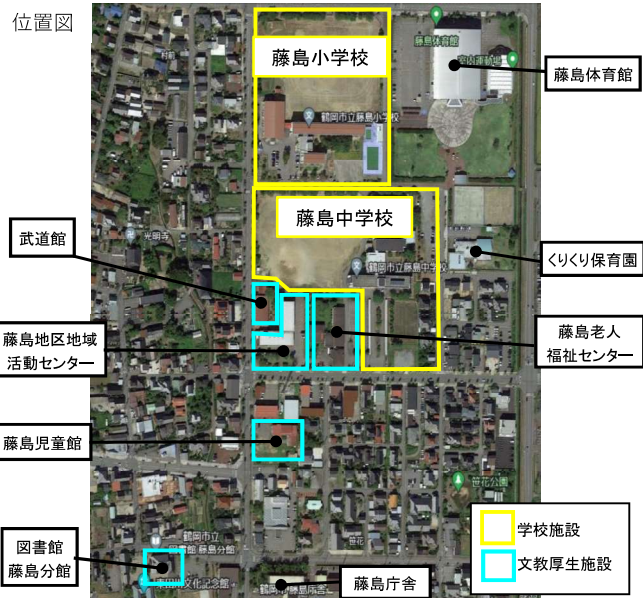
36

小中学校整備に係る今後の検討事項

学校整備と全体構想（文厚エリア整備）の検討

- ①学校整備基本構想・計画の策定
- ②学校準備委員会（仮称）による協議
例：通学方法、カリキュラム、地域活動など
- ③建設工事手続き
例：地質調査、設計、工事など
- ④文厚エリア構想との調整
例：武道館、学童施設、図書館など

位置図



学校準備委員会（仮称）による協議

単位	No.	協議項目
準備委員会	1	校名、校歌又は校章に関する事 ①校名の変更の有無 ②校名の決定 ③校歌の変更の有無 ④校歌の作成方法 ⑤校歌の決定 ⑥校章の変更の有無 ⑦校章デザインの作成方法 ⑧校章の決定
	2	地域事業の調整に関する事 ①地区運動会 ②お祭り ③登山、相撲大会ほか
	3	その他、統合に関して必要な事項
	※	同窓会に関する事 統合に伴う課題の整理と調整
	※	スポーツ少年団に関する事 統合に伴う課題の整理と調整
	※	放課後児童クラブ（学童保育）に関する事 統合に伴う課題の整理と調整
	※	放課後子ども教室に関する事 統合に伴う課題の整理と調整
	※	「補助制度（開校関連事業、運動着購入）」
	※	「跡地利用」に関する事

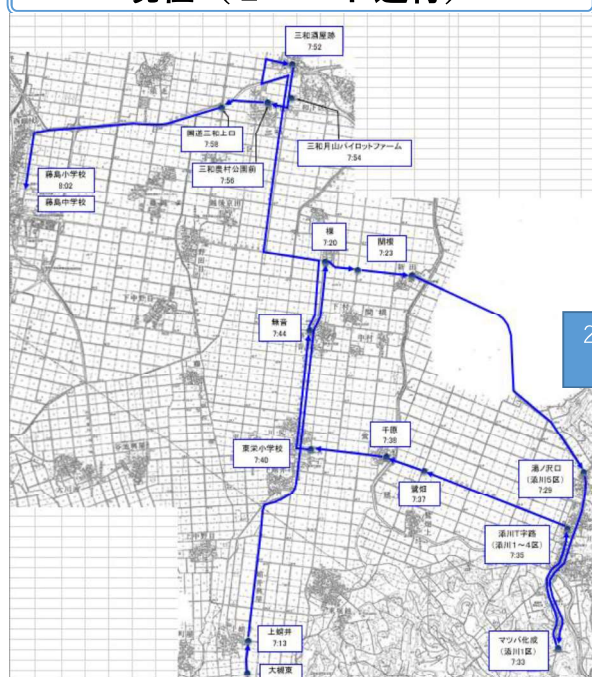
「※」は、基本的にはそれぞれの組織での検討であり、必要に応じて検討経過・決定内容等を報告していただく。ただし、統合準備委員会として協力できる事項や児童への影響が大きい場合は協議題になることはある。
「※」は、情報共有すれば足りるもの

※上述は過去の事例であり、今後、項目について整理します。

37

学校準備委員会（仮称）による協議例 （スクールバス運行計画）

現在（1ルート運行）



2ルートに変更

変更試案（2ルート運行）



- 大槻東7:12 → 藤島中学校8:02 50分
- 樺 7:20 → 藤島中学校8:02 42分

- 大槻東7:34 → 藤島中学校8:00 26分
- 樺 7:30 → 藤島中学校8:00 30分

※本資料は試案であり、運行計画策定時の地域全体の計画、児童・生徒の所在地など様々な要因で決定されます。

38

藤島地域における将来的な小中学校の整備に向けた

保護者アンケート(R6.3)結果

1 目的

藤島地域教育振興会議の提言に基づき、各小学校の統合及び義務教育学校への再編に向けた今後の各小学校区検討組織における検討の参考とするため、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者及び将来の受益者である就学前の保護者の意向を聴取する。

2 調査対象

①藤島地域の幼稚園、保育園に通園する未就学児の保護者（158 世帯）

②藤島地域の小学校及び中学校の児童生徒の保護者（実家庭）（515 世帯）

※実世帯数：約 576 世帯（R6. 1. 15 現在、藤島地域に住所がある 0～14 歳の子がいる世帯）

ただし、次の世帯を除外できなかったため、実世帯数に含む。

- ・藤島地域以外の幼稚園、保育園に通園する未就学児のみの世帯
- ・どこにも通園していない未就学児のみの世帯

3 調査方法

①配布：各幼稚園、保育園、小中学校経由でチラシを配布

②回答フォーム（Microsoft Forms）から回答（1 世帯 1 回答）

4 調査期間

令和 6 年 3 月 4 日（月）から 3 月 29 日（金）まで

5 回収状況

回答数：267 世帯

回答率：46.4%（267 世帯／576 世帯）※ただし、母集団の一部に対象外世帯含む。

6 結果概要

（1）賛否の状況 賛成 88% 反対 12%

回答世帯数 267 世帯のうち、賛成 235 世帯（88%）、反対 32 世帯（12%）であった。

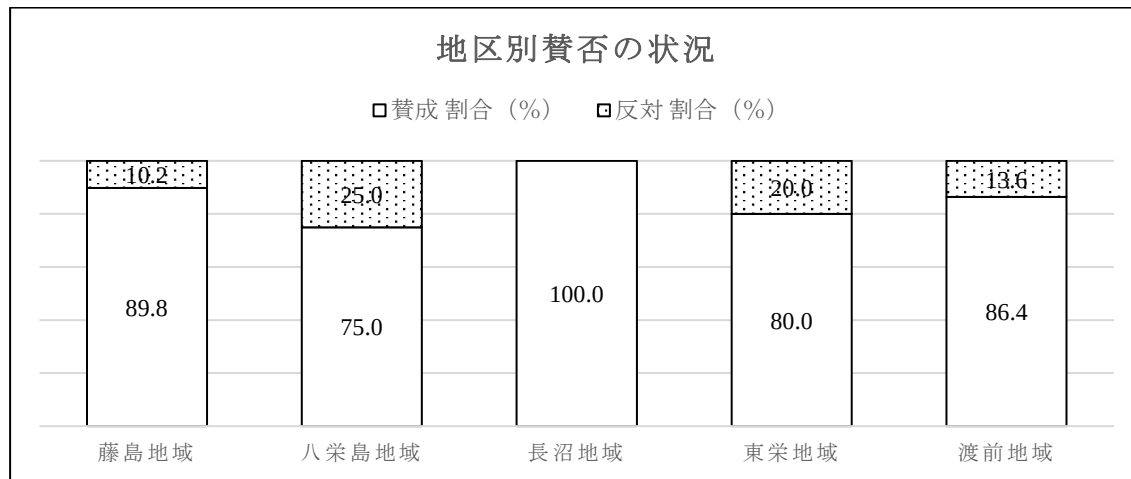
※地区別、小学校区別、所属別の状況は、別紙 1 のとおり

（2）回答者の声 別紙 2 のとおり

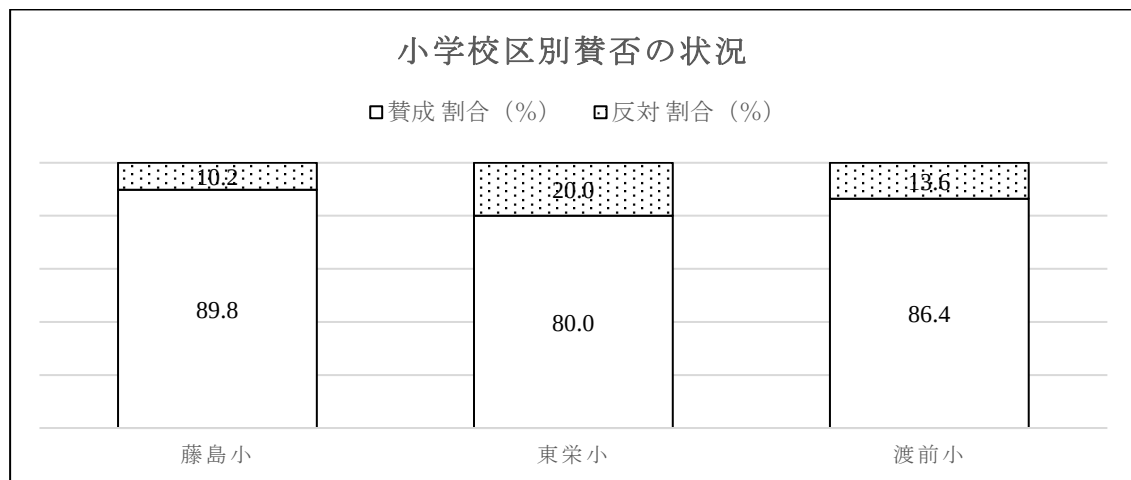
別紙 1

賛否の状況（クロス集計）

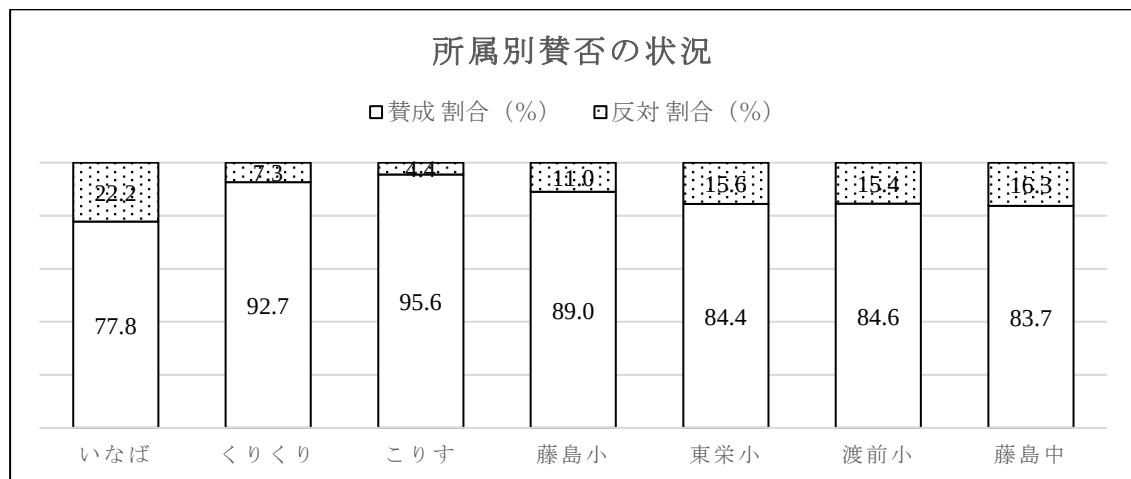
1 地区別賛否の状況



2 小学校別賛否の状況



3 所属別賛否の状況



令和6年3月に実施した標記アンケートの結果について、自由記述の質問(※)で寄せられた回答は次のとおりでした。
※「藤島中学校の改築に合わせて、すべての小学校と中学校を統合再編し小中学校施設一体型の小中一貫校(義務教育学校)を整備すること」に関して、賛成であれば心配や懸念を、反対であれば反対理由を教えてください。趣旨の質問

質問項目：(賛成の方) 賛成ではあるが、心配なことや懸念されることがあればお答えください。(自由記述)
(反対の方) 反対の理由をお答えください。(自由記述)
回答結果：主な回答は次のとおり。(回答件数：賛成懸念64件、反対理由32件)

「施設一体型」について	生活空間の共有	・高学年から低学年に対するいじめが生じるのでは。(2) ・小学生と中学生では授業時間が違うのでは。(2) ・中学生にとっては静かな環境がいい。小学校低学年の声などの問題があるのではないかな。 ・小学生が中学生から悪い影響を受けるのではないかな。
	施設等	・校舎、体育館やグラウンドについて、小学生と中学生それぞれにあった十分な施設が備わるか。(4) ・学童保育は学校内につくってもらえるか。
	他	・施設一体型のメリットが感じられない。
「義務教育学校」について	人間関係の固定化	・同じ学年の児童・生徒が9年間変わらないので、トラブル(いじめ、不登校)が起こってしまったときに長い期間続いてしまうのではないかな。(7)
	授業、教育	・年齢に応じた発達と学びがあると思う。 ・小学生も授業時間が50分になるのか。 ・小規模のまま、教育の中身を充実させるほうがよい。 ・小学生らしい行事は小学生のみで楽しむなど線引きも必要だと思う。 ・1クラス少人数制を希望する。子どもたちへの先生方の目が届きやすくなるから。 ・修学旅行はどうなるのか。 ・学力の低下。
	区切り、節目、6-3制	・小学校の卒業が必要ではないか。卒業が区切りになり、達成感、自己肯定感につながるのではないかな。(6) ・6年生の時に高学年だという意識が低くなり、上の学年に甘えてしまうのではないかな。 ・中高一貫校の受験を考えるのであれば、9年の途中に受験することになる。イメージがつかない。
	教職員の体制	・児童・生徒数の増に対し、先生の目が届くのか。(3) ・安全上、小学校と中学校それぞれに校長先生がいたほうがよいと思う。(2)
	他	・小学校の統合はよいが、小中一貫校は反対。(2) ・小中ギャップが本当になくなるのか。(2) ・小学校生活でしか得られない小学校らしい生活、行事を大切にしたい。 ・義務教育学校のメリットとして挙げられていることは、既存の小学校、中学校でもできることだと思う。
「小学校統合」について	通学	・スクールバスはどうなるのか(運行範囲、経路、乗車時間、小中混乗)。(8) ・送迎が大変になる。送迎が混むのではないかな。(3) ・通学に関して具体的な説明がされていない。 ・小学校と中学校で通学方法が違う地域はどうなるのか。 ・学校から遠くなるので、通学が心配。 ・子どもにとっては歩いて通えることが協調性や健康のため重要かつ必要だと考える。
	行事、地域伝統	・地区の行事、伝統芸能が失われるのではないかな。(5) ・地区別の運動会はどうなるのか。(2)
	地域とのかわり、影響	・小学校の無くなった地域が人口減少、衰退するのではないかな。(4) ・地域や家庭との関わりが希薄になるのではないかな。(3) ・学校は地域がまとまることのできる重要な機会を提供するものであり、地域の財産である。子どもにとっては歩いて通えることが、地域に対する愛情のため重要かつ必要だと考える。
	他	・学区が広がることによる事故、防犯対策。
変化、移行について		・新校舎への移行期間に各校でどのような教育がされていくのか。子どもたちの生活環境、教育環境があまりにも変わってしまうような移行の仕方にならないかな。 ・統合することで先生もクラスの人数も変わる。各学校で教育している内容のレベルを合わせる必要がある。調整をどのように行っていくのか心配。
進め方等		・先進事例、わかりやすい資料でメリット・デメリットを示してもらいたい。(4) ・小中一貫校の整備を早急に進めてほしい。(2) ・中学校は早急に改築してほしい。(2) ・アンケート結果を各学校に配布し、保護者の意見がわかるようにした方がよいと思う。 ・今のうちにもっと現場になっている教員や藤島地域の保護者の意見を聞いたり、周知したりする機会を増やしてもらいたい。 ・小学校統合と中学校の建設は分けて議論すべきだ。 ・学区再編の課題の議論がされていない。 ・小学校の改築がかなり先になると、決定事項のように言うより、こうなったそちらの見通しの甘さを恥じ、ほかの予算をあらたに開拓してもらいたい。 ・想像がつかず不安。(2) ・受験しないといけないのか。(2)
その他		・もう中高一貫校が決まったのに、なぜアンケートを取るのか。 ・PTA活動など、保護者の負担が増えるのではないかな。 ・統合によっておこりうる事案に対して、即座に対応できる体制を整えてもらいたい。 ・卒業生としては校歌はそのままだしてほしい。 ・町内に小学校一つ、中学校一つがいいと思う。すべて一貫は反対。 ・中学校の改築だけでいい。 ・新鮮さがなくなる。 ・学童はどうなるのか。 ・部活動の運営環境 ・PTA活動 ・人数の多さ

◇類似する回答はまとめて記載し、末尾に件数を括弧書きで記載しています。

保護者アンケート(R6.3)で寄せられた懸念に対する、教育委員会の基本的な考え方

○ 令和6年3月に実施した保護者アンケートで次のことをお尋ねしたところ、多数のご意見をいただきました。

質問項目：(賛成の方) 賛成ではあるが、心配なことや懸念されることがあればお答えください。
(反対の方) 反対の理由をお答えください。(自由記述)

回答件数：賛成懸念64件、反対理由32件

○ 教育委員会では、次のようなことを基本的な考え方として、保護者の皆さまが抱えている懸念や不安を解消し、よりよい教育環境の整備に向けて検討を進めてまいります。

基本的な考え方

- ① 鶴岡型小中一貫教育の導入により、**義務教育の質を高めていきます。**
- ② 教育課程や指導の中で工夫や配慮をし、**課題の解決に努めます。**
- ③ 学校生活の変化が児童・生徒や保護者の方に**過大な負担とならないようにします。**
- ④ 児童・生徒にとって**望ましい学校施設を作ります。**
- ⑤ 利点や課題をわかりやすく示し、機会を捉えて周知や意見の聞き取りを行い、**着実に議論を進めていきます。**

② 小学生と中学生と一緒に生活できる？(悪い影響を受けないか、声が騒がしくないか)

☞ **指導や支援を適切にしていきます。(考え方②)**

いじめや悪い影響が無いように指導や支援を適切にしていきます。他の自治体では、中学生が良いお手本になっていることが多いようです。

③ 校舎や体育館はどうなる？(小学生・中学生が同じものを使えるのか、施設は十分足りるのか)

☞ **適切な施設を作ります。(考え方④)**

例えば、新庄市立萩野学園では体育館は大小二つ設置しています。施設一体型にする場合は、こうした事例を参考に、児童・生徒の人数や教育活動に応じて、適切な施設を作ります。

④ 同じ人間関係が続くのが不安(いじめや不登校が長期化してしまうのでは)

☞ **いじめや不登校の減少にも成果があるとされています。(考え方②)**

小中一貫教育で、いじめや不登校が減少するとの結果が示されています。また、小学生と中学生の交流が増え、かわる教職員も増えるので、児童・生徒をよりよく知ることができるようになります。これによって、いじめや不登校の減少に効果を発揮すると考えています。

⑤ 教育の質が低下してしまわないか不安

☞ **義務教育学校は教育の質の向上の面で大きなメリットが期待されます。(考え方①)**

例えば、児童生徒の交流や教員の乗り入れ授業、柔軟な学年段階の区切りがしやすかったり、教育課程上の特例が認められたりします。また、学年段階の区切り方によっては、5、6年生で教科担任制を採用することもでき、こうしたメリットから、子どもの発達段階に応じたきめ細かい指導に大きな効果が期待されます。

⑥ 小学校卒業、中学校入学が無いと気持ちの区切りができないのでは？

☞ **行事等の工夫で子どもたちの成長を促します。(考え方②)**

例えば、他の自治体では、4-3-2制のそれぞれの最高学年でリーダーを経験し、児童・生徒の成長の機会になっています。義務教育学校では小学校卒業式と中学校入学式の行事はありませんが、小学6年生と中学1年生の区切りを意識できる行事をするなどの工夫で児童・生徒の成長を促します。

⑦ 一緒に学校になってもしっかり先生方の目は届く？

☞ **教職員数が減ことはありません。(考え方②、③)**

義務教育学校では、校長は1人になりますが、教頭は3人になります。小・中学校と同様に、学級数に応じて教職員数が決まるので、減ことはありません。また、義務教育学校の学級数によっては教員が追加で配置されます。

⑧ 通学はどうなる？(スクールバス等)

☞ **乗車時間等にも配慮し、効率的なスクールバス運行等の通学対策を行います。(考え方③)**

通学が遠距離となる児童・生徒の通学対策としてスクールバスを運行しており、乗車時間、学校到着時刻、道路幅の状況などを踏まえて効率的なルートとなるようにしています。統合による運行ルートの見直しでは、乗車時間が極端に長くならないこと等に配慮します。

⑨ 地域の伝統行事や、地域とのかかわりや活力が失われないか不安

☞ **学校と地域で伝統行事等に取り組んでいきます。(考え方②)**

地域の伝統芸能の継承活動は、新しい学校の教育課程の見直しの中で、学校の教育課程に取り込むのか、地域の活動として行うのかを検討し、学校運営協議会とも連携しながら取り組んでいきます。

☞ **学校運営協議会により地域とのつながりが作られます。(考え方①)**

鶴岡型小中一貫教育は、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)との両輪で推進します。地域が学校の教育活動に参画することで、学校を核とした地域のネットワークが形成されることが期待されます。

⑩ 移行の仕方や議論の進め方は大丈夫？(統合校どうしの調整、移行のあり方)

☞ **移行にあたっては、丁寧に調整、準備を行います。(考え方②、⑤)**

小中一貫教育の導入や学校の統合にあたっては、学校活動や生活環境が大きく変化します。児童・生徒、保護者の負担にならないよう、移行前の期間に丁寧な調整、準備を行うよう配慮します。

☞ **検討を進めるにあたり、わかりやすい説明・周知や当事者意見の聞き取りに努めます。(考え方⑤)**

新しい学校のあり方がイメージできるように、他の自治体の事例を踏まえてメリット、デメリットをわかりやすく示し、機会を捉えて保護者や地域の皆様に説明したり意見を伺ったりする機会を設け、議論が尽くされるよう努めます。

小中一貫教育特別部会（第3回）資料3抜粋

文部科学省
平成26年9月19日

藤島地域小中学校整備検討委員会
各小学校区懇談会用資料



※本資料は、以下サイト参照

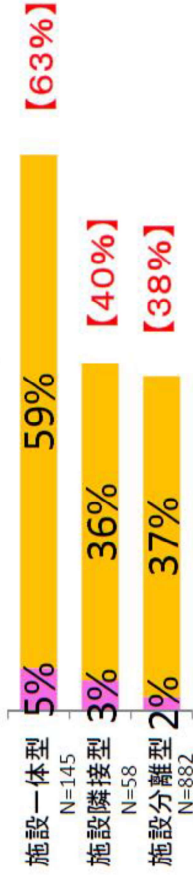
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo3/051/siryo/1352812.htm

施設形態別の小中一貫教育の成果

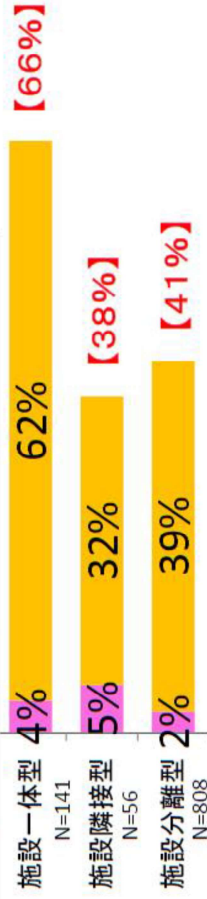


施設形態別の小中一貫教育の成果

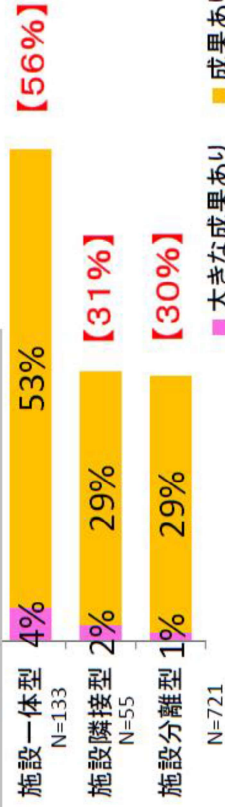
①全国学力・学習状況調査の結果が向上した



②都道府県又は市町村独自の学力調査の結果が向上した



③民間の標準学力検査の結果が向上した



■ 大きな成果あり ■ 成果あり

※文部科学省 平成26年9月19日 小中一貫教育特別部会（第3回）資料3抜粋

施設形態別の小中一貫教育の成果

④学習習慣の定着が進んだ



⑤生活リズムが改善した



⑥全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が向上した



■ 大きな成果あり ■ 成果あり

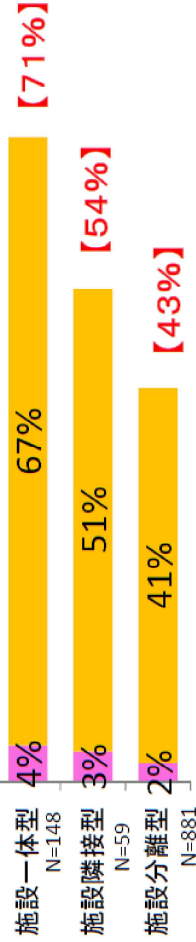
※文部科学省 平成26年9月19日 小中一貫教育特別部会（第3回）資料3抜粋

施設形態別の小中一貫教育の成果

⑦授業が理解できると答える児童生徒が増えた



⑧勉強が好きと答える児童生徒が増えた



⑨学習意欲が向上した



■ 大きな成果あり ■ 成果あり

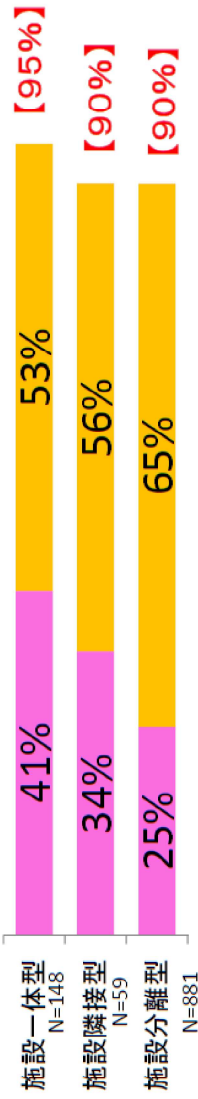
※文部科学省 平成26年9月19日 小中一貫教育特別部会（第3回）資料3抜粋

施設形態別の小中一貫教育の成果

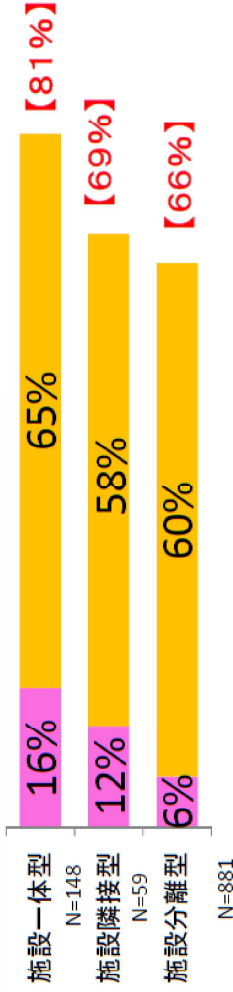
⑩学習に悩みを抱える児童生徒が減少した



⑪中学校への進学に不安を覚える児童が減少した



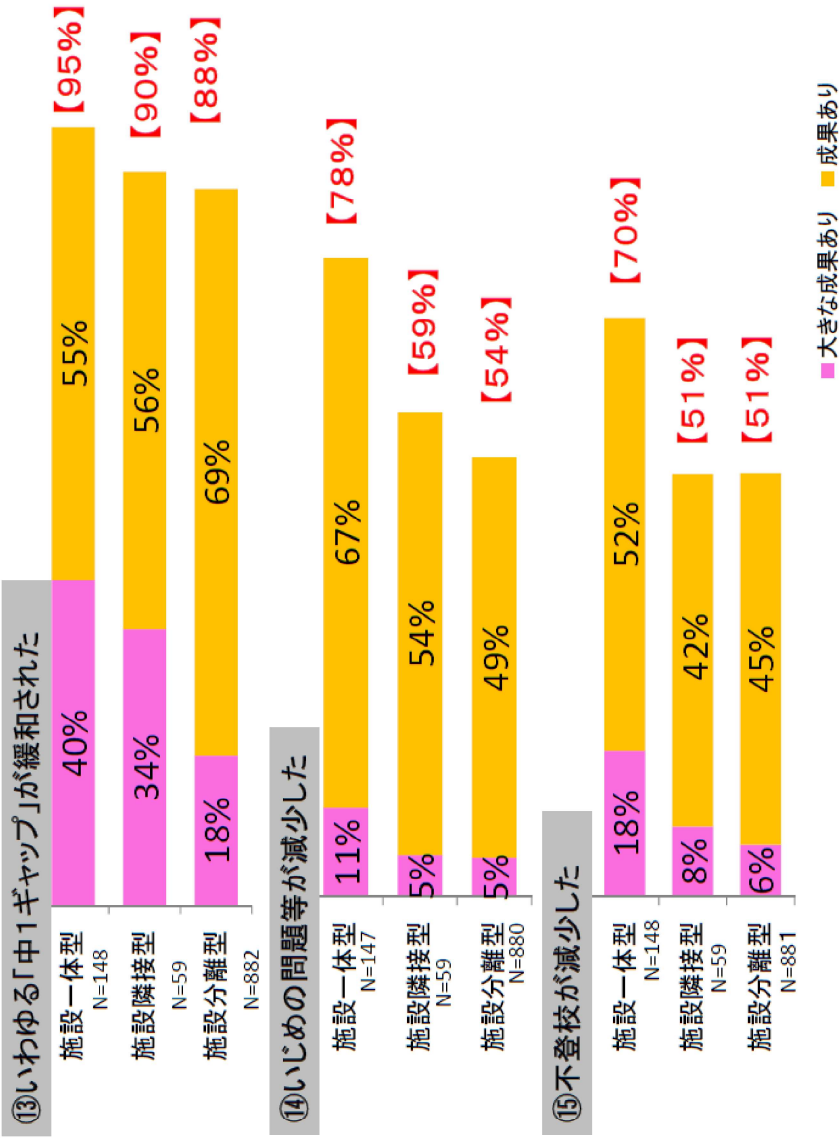
⑫児童生徒の学校生活への満足度が高まった



■ 大きな成果あり ■ 成果あり

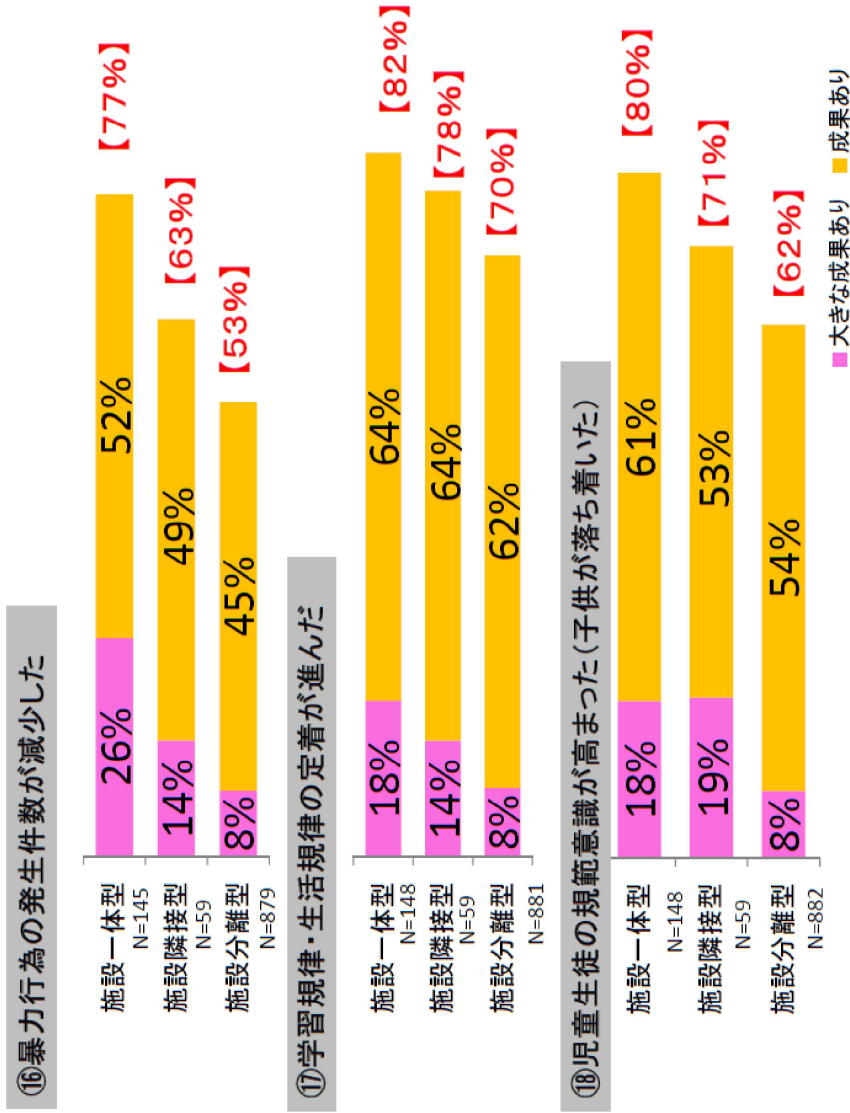
※文部科学省 平成26年9月19日 小中一貫教育特別部会（第3回）資料3抜粋

施設形態別の小中一貫教育の成果



※文部科学省 平成26年9月19日 小中一貫教育特別部会（第3回）資料3抜粋

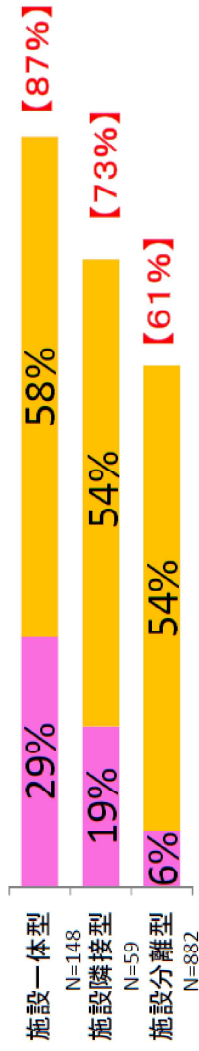
施設形態別の小中一貫教育の成果



※文部科学省 平成26年9月19日 小中一貫教育特別部会（第3回）資料3抜粋

施設形態別の小中一貫教育の成果

⑲児童生徒に思いやりや助け合いの気持ちが育まれた



⑳児童生徒の自己肯定感が高まった



㉑児童生徒のコミュニケーション能力が高まった

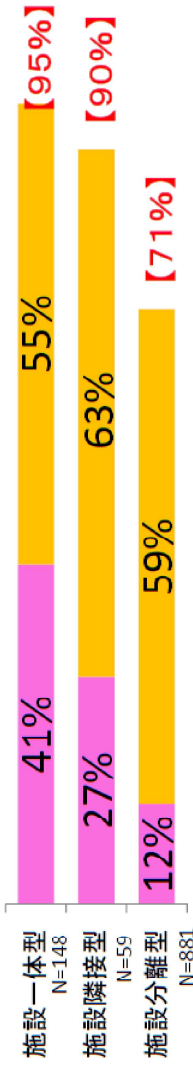


■ 大きな成果あり ■ 成果あり

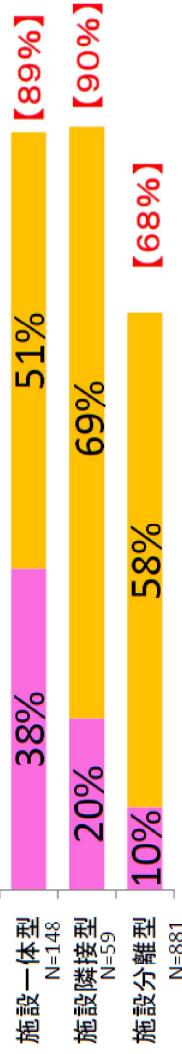
※文部科学省 平成26年9月19日 小中一貫教育特別部会（第3回）資料3抜粋

施設形態別の小中一貫教育の成果

㉒上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった



㉓下級生に上級生に対する憧れの気持ちが強まった



㉔教員の指導方法の改善意欲が高まった

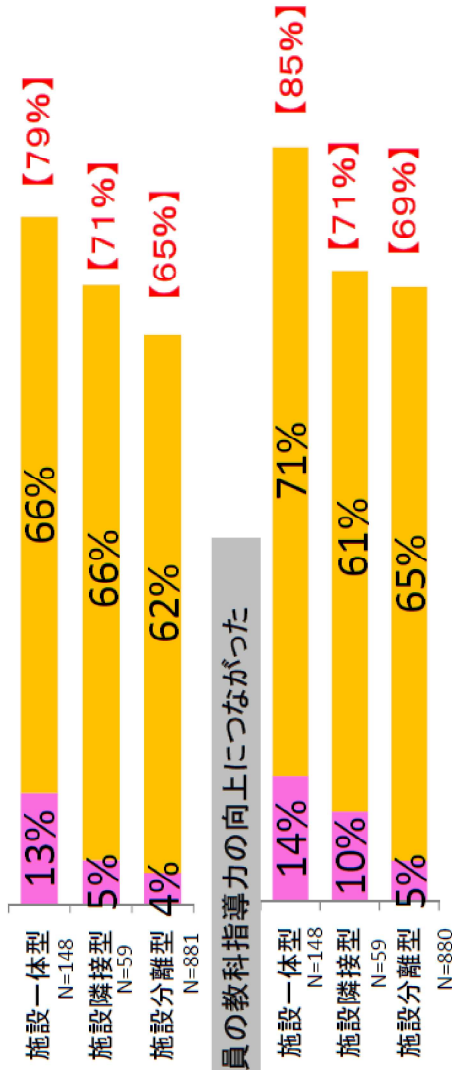


■ 大きな成果あり ■ 成果あり

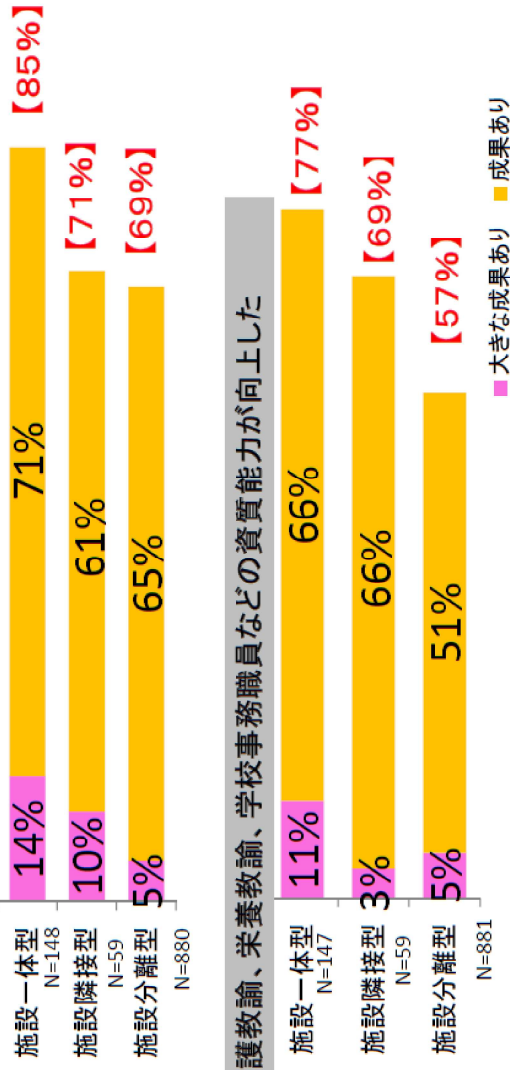
※文部科学省 平成26年9月19日 小中一貫教育特別部会（第3回）資料3抜粋

施設形態別の小中一貫教育の成果

②⑤教員の生徒指導力の向上につながった



②⑥教員の教科指導力の向上につながった



②⑦養護教諭、栄養教諭、学校事務職員などの資質能力が向上した



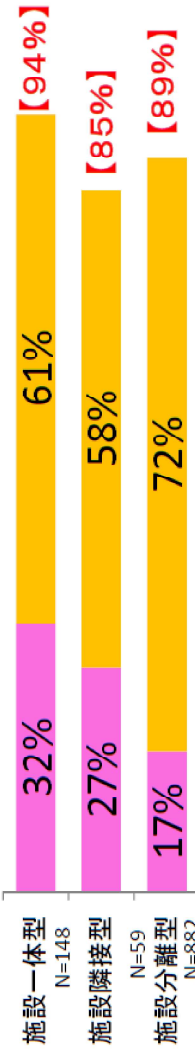
※文部科学省 平成26年9月19日 小中一貫教育特別部会（第3回）資料3抜粋

施設形態別の小中一貫教育の成果

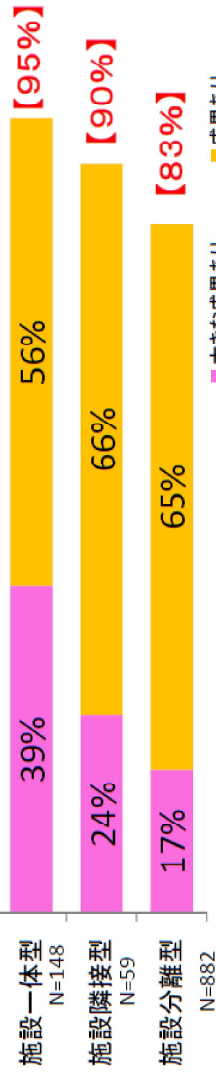
②⑧小学校教職員の間で基礎学力保障の必要性に対する意識が高まった



②⑨小・中学校の教職員間で互いの良さを取り入れる意識が高まった



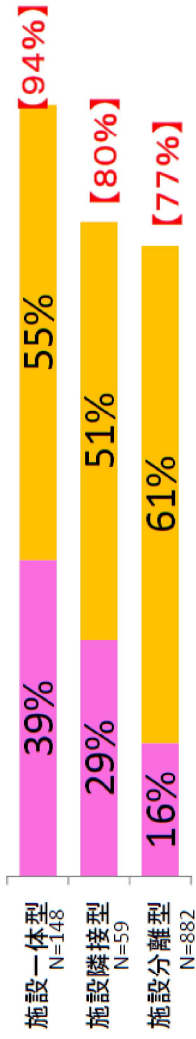
③⑩小・中学校の教職員間で協力して指導にあたる意識が高まった



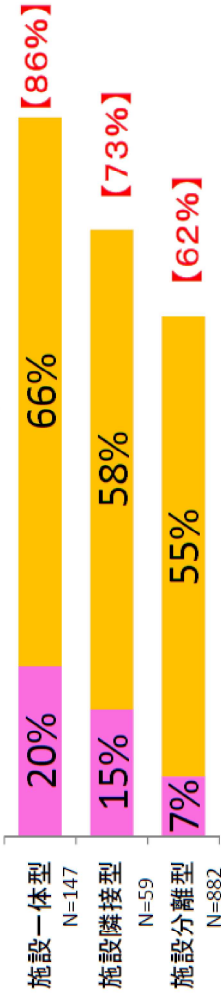
※文部科学省 平成26年9月19日 小中一貫教育特別部会（第3回）資料3抜粋

施設形態別の小中一貫教育の成果

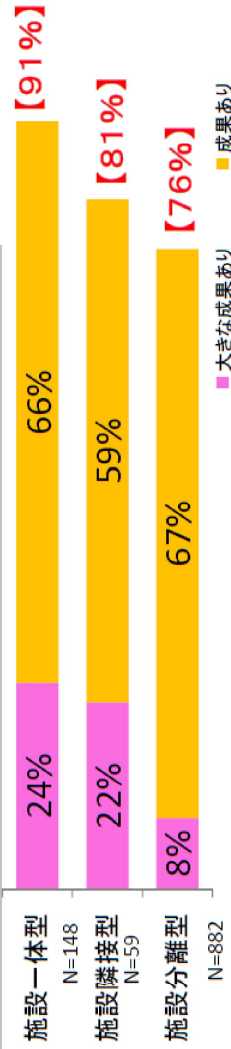
③①小・中学校共通で実践する取組が増えた



③②小・中学校の授業観や評価観の差が縮まった



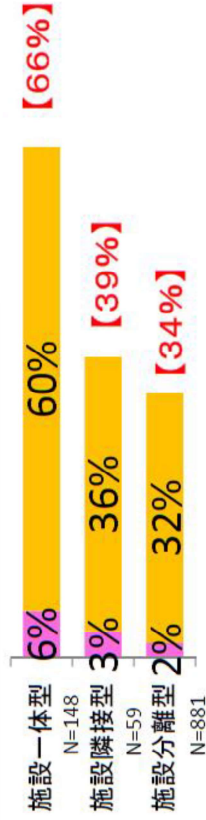
③③小・中学校の指導内容の系統性について教職員の理解が深まった



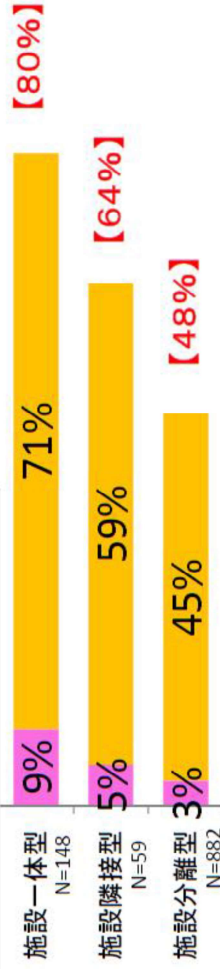
※文部科学省 平成26年9月19日 小中一貫教育特別部会（第3回）資料3抜粋

施設形態別の小中一貫教育の成果

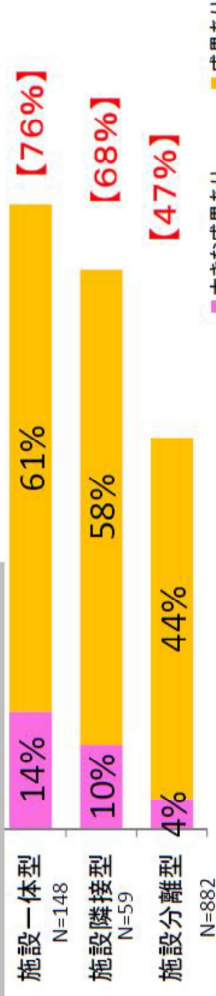
③④教職員の仕事に対する満足度が高まった



③⑤保護者の学校への満足度が高まった



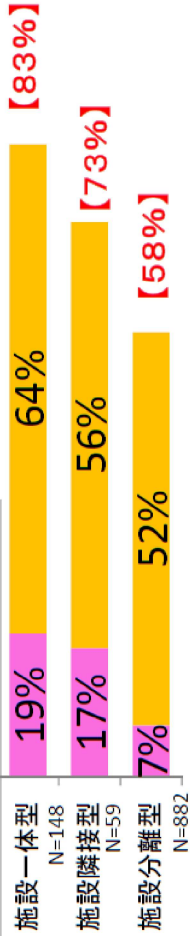
③⑥保護者との協働関係が強化された



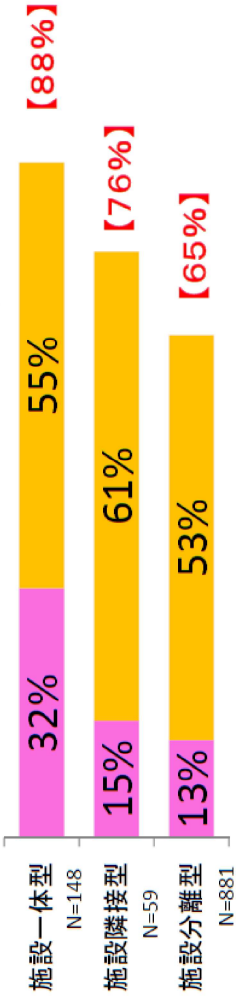
※文部科学省 平成26年9月19日 小中一貫教育特別部会（第3回）資料3抜粋

施設形態別の小中一貫教育の成果

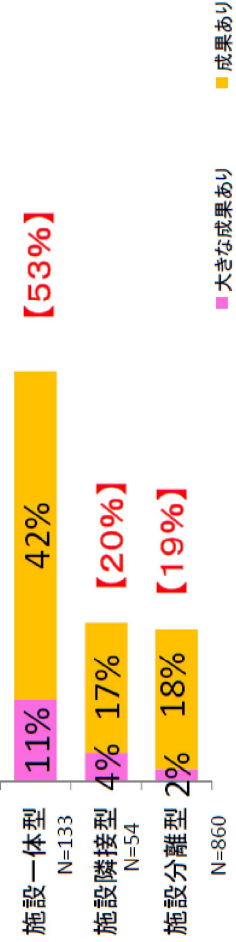
③⑦地域との協働関係が強化された



③⑧異校種、異学年、隣接校間の児童生徒の交流が深まった



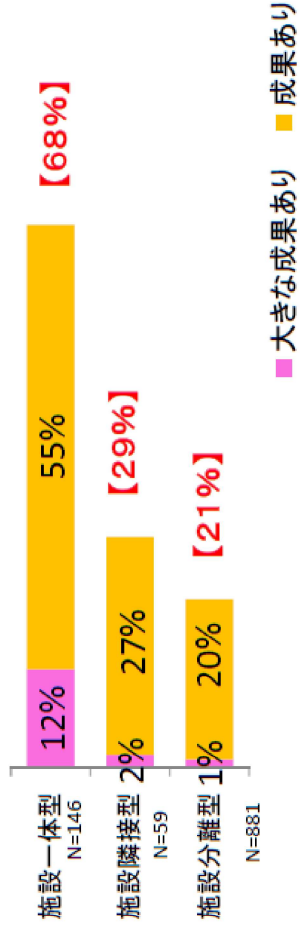
③⑨学校独自の新教科や領域の指導が充実した



※文部科学省 平成26年9月19日 小中一貫教育特別部会（第3回） 資料3抜粋

施設形態別の小中一貫教育の成果

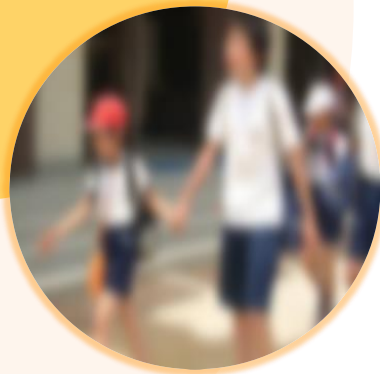
④⑩校務分掌等、学校運営の効率化につながった



※文部科学省 平成26年9月19日 小中一貫教育特別部会（第3回） 資料3抜粋



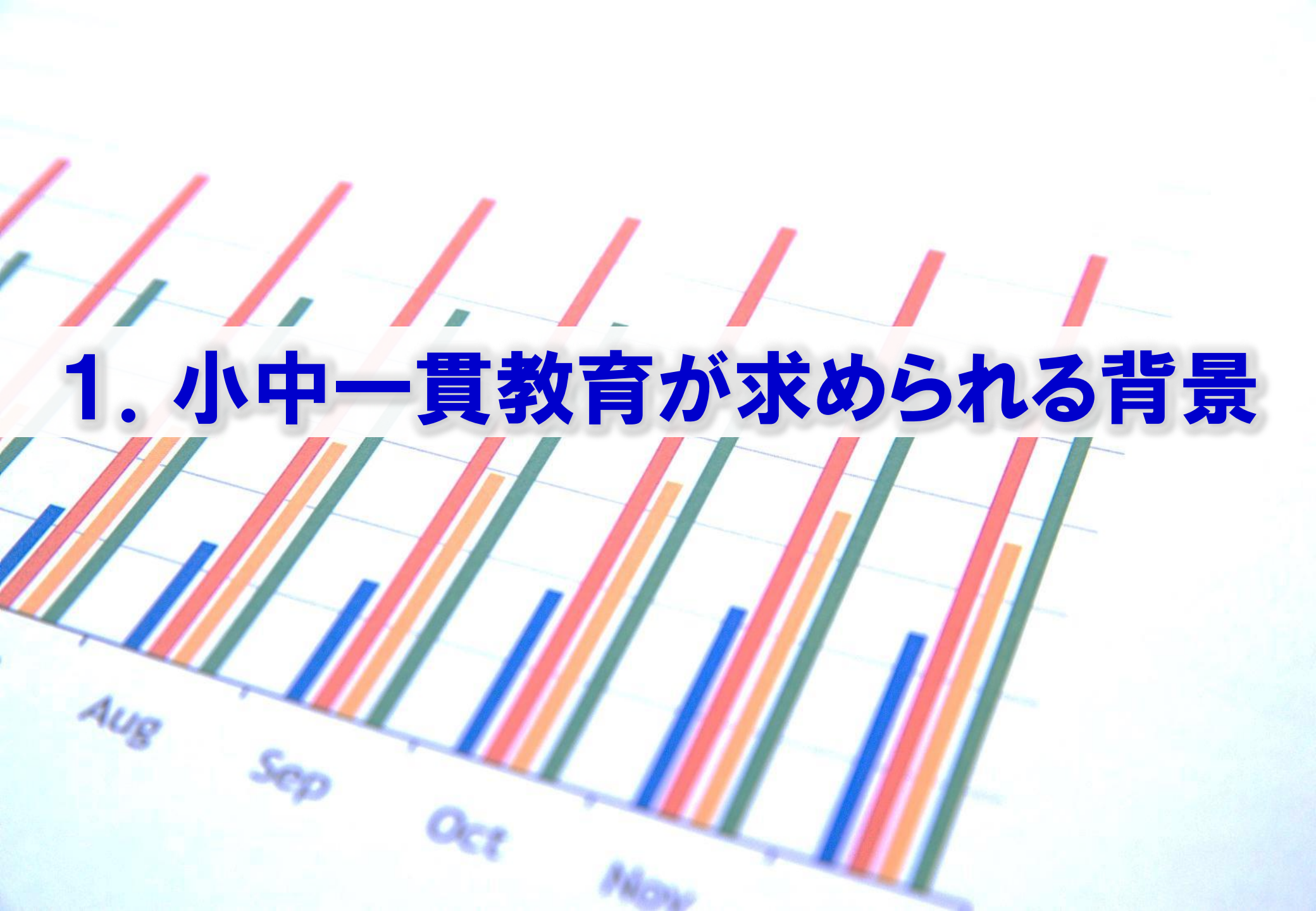
小中一貫教育の制度化について



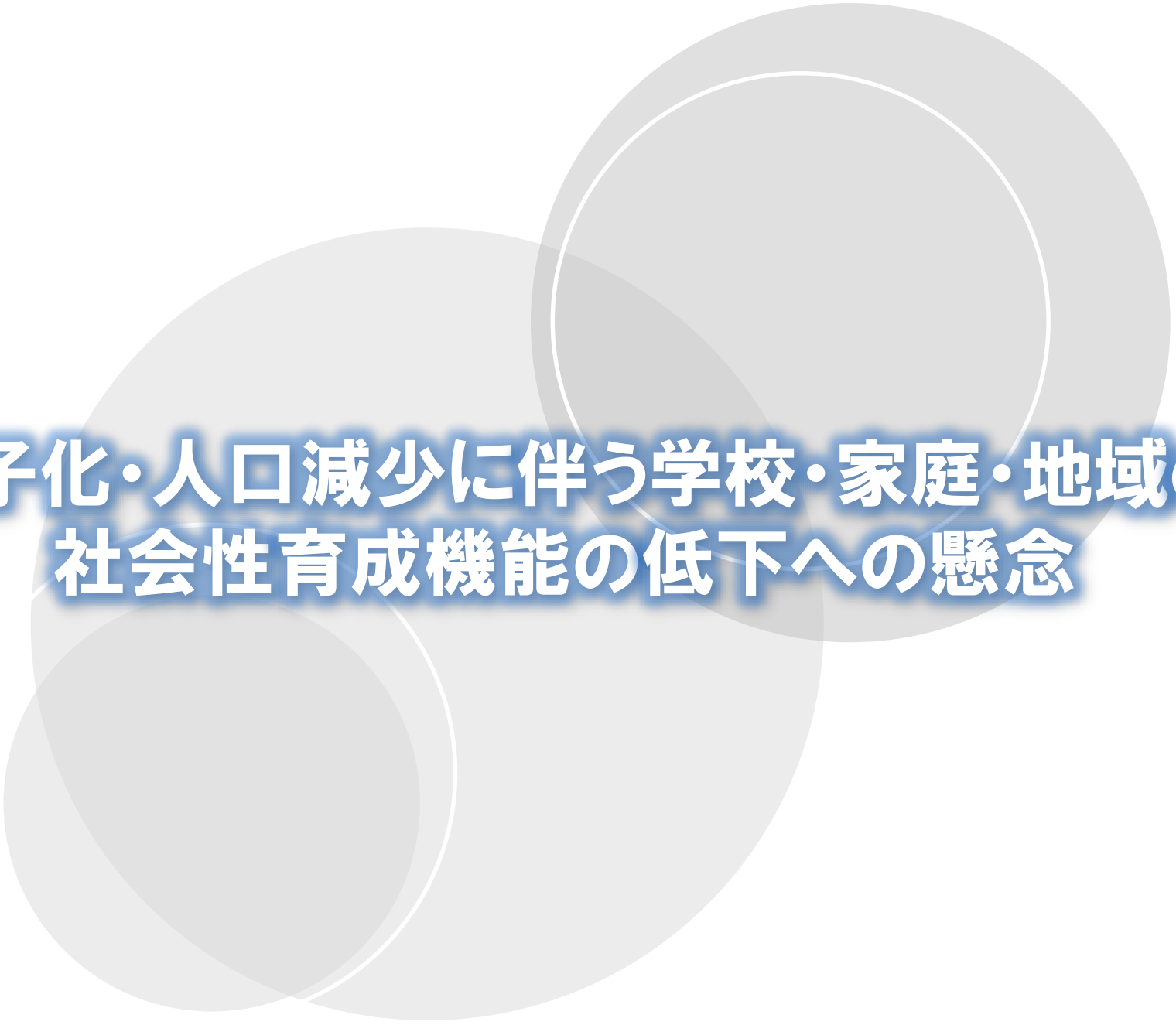
平成27年8月24日(月)

文部科学省 初等中等教育局
初等中等教育企画課
教育制度改革室長

今井 裕一



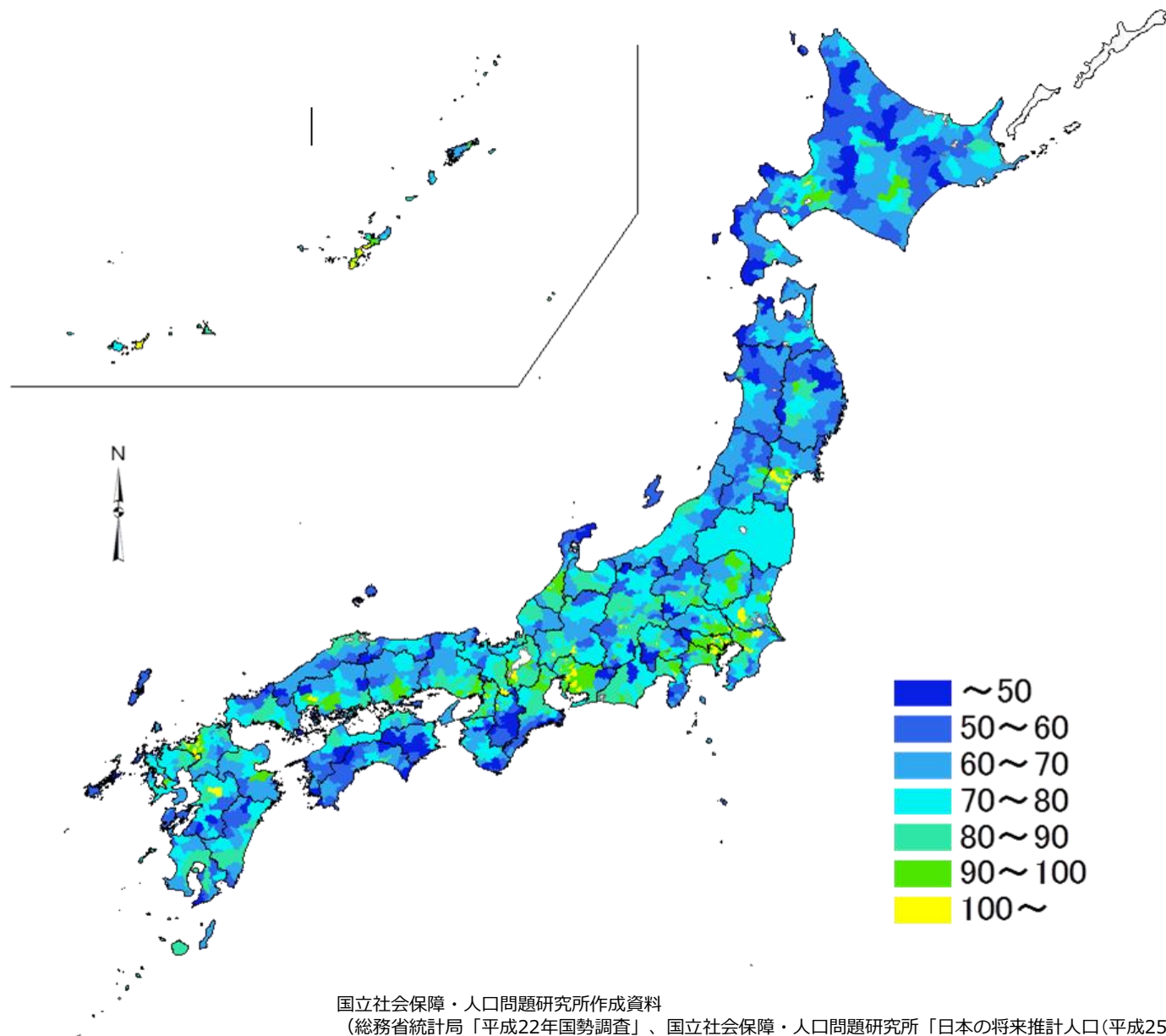
1. 小中一貫教育が求められる背景



少子化・人口減少に伴う学校・家庭・地域の 社会性育成機能の低下への懸念

2040年における人口推計（市区町村）

2040年総人口指数（2010年を100とした場合）

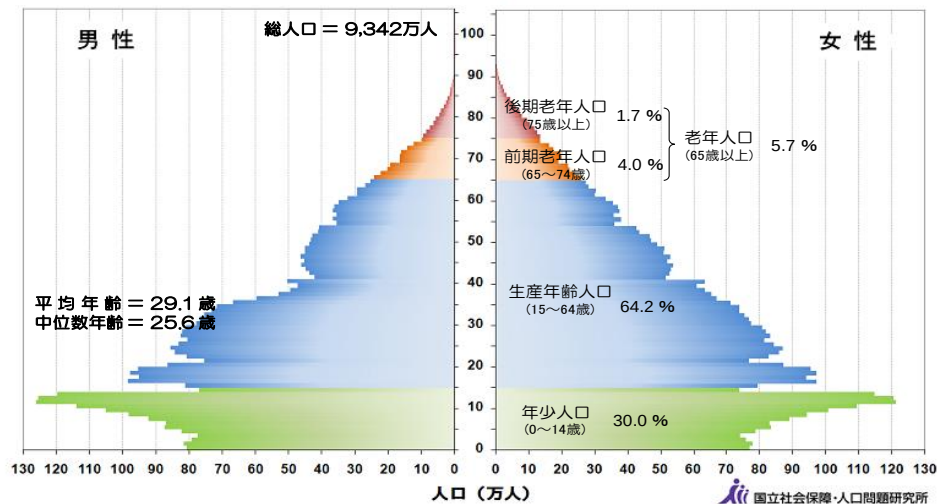


国立社会保障・人口問題研究所作成資料

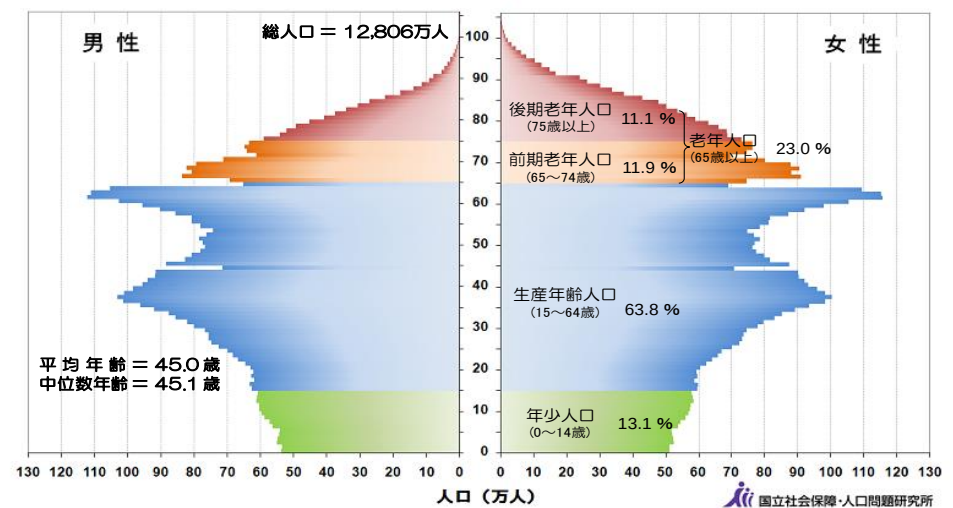
（総務省統計局「平成22年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成25年3月推計)」）

人口ピラミッドの変遷（全国）

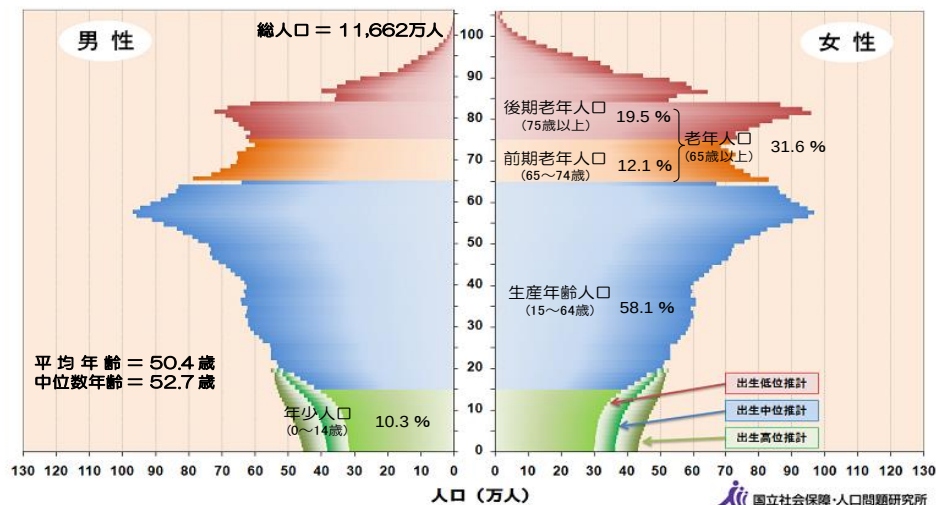
1960年



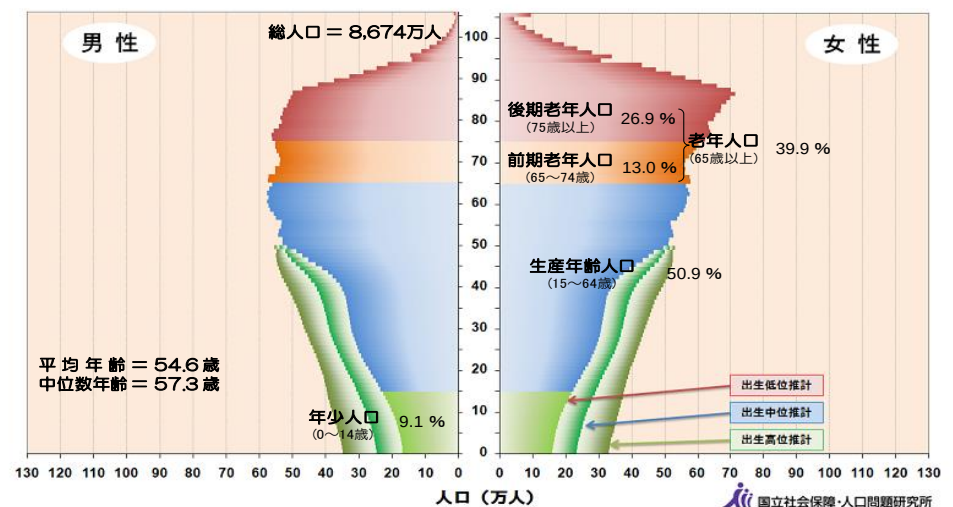
2010年



2030年

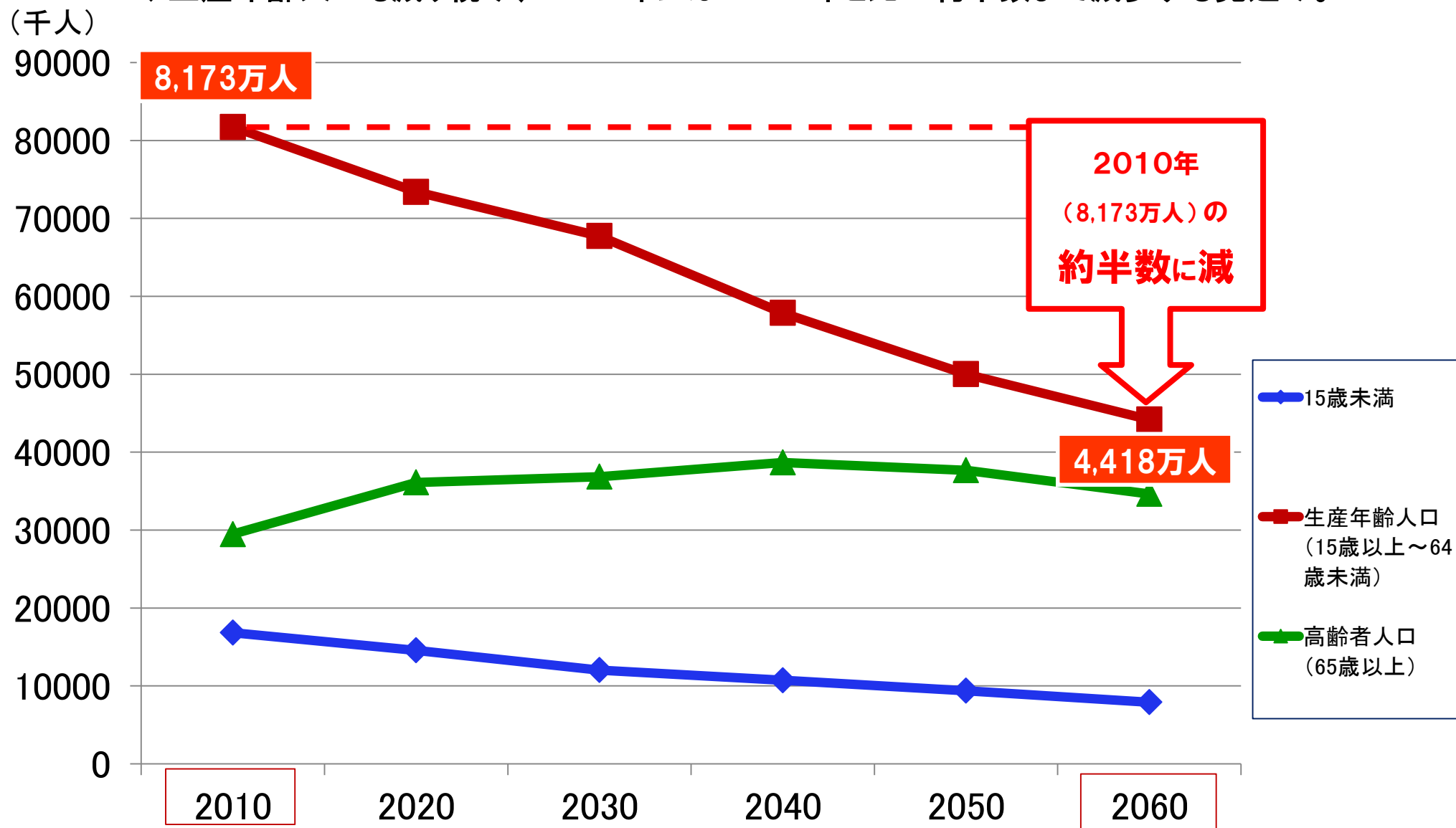


2060年



生産年齢人口の推移

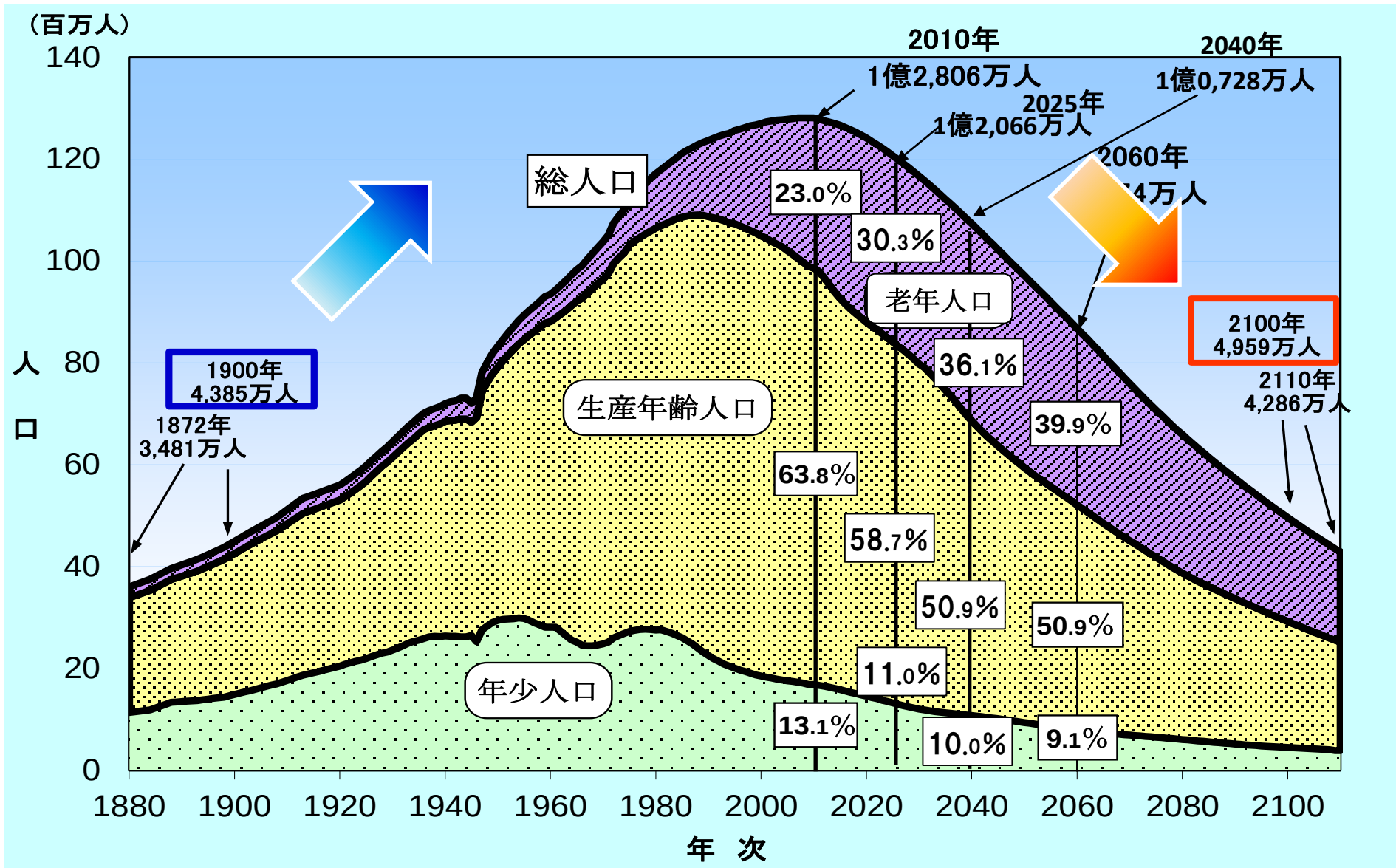
◆生産年齢人口も減り続け、2060年には2010年と比べ約半数まで減少する見込み。



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成24年1月推計)」

表1-1 総人口、年齢3区分 (0～14歳、15～64歳、65歳以上) 別人口及び年齢構造係数: 出生中位 (死亡中位) 推計より文部科学省作成

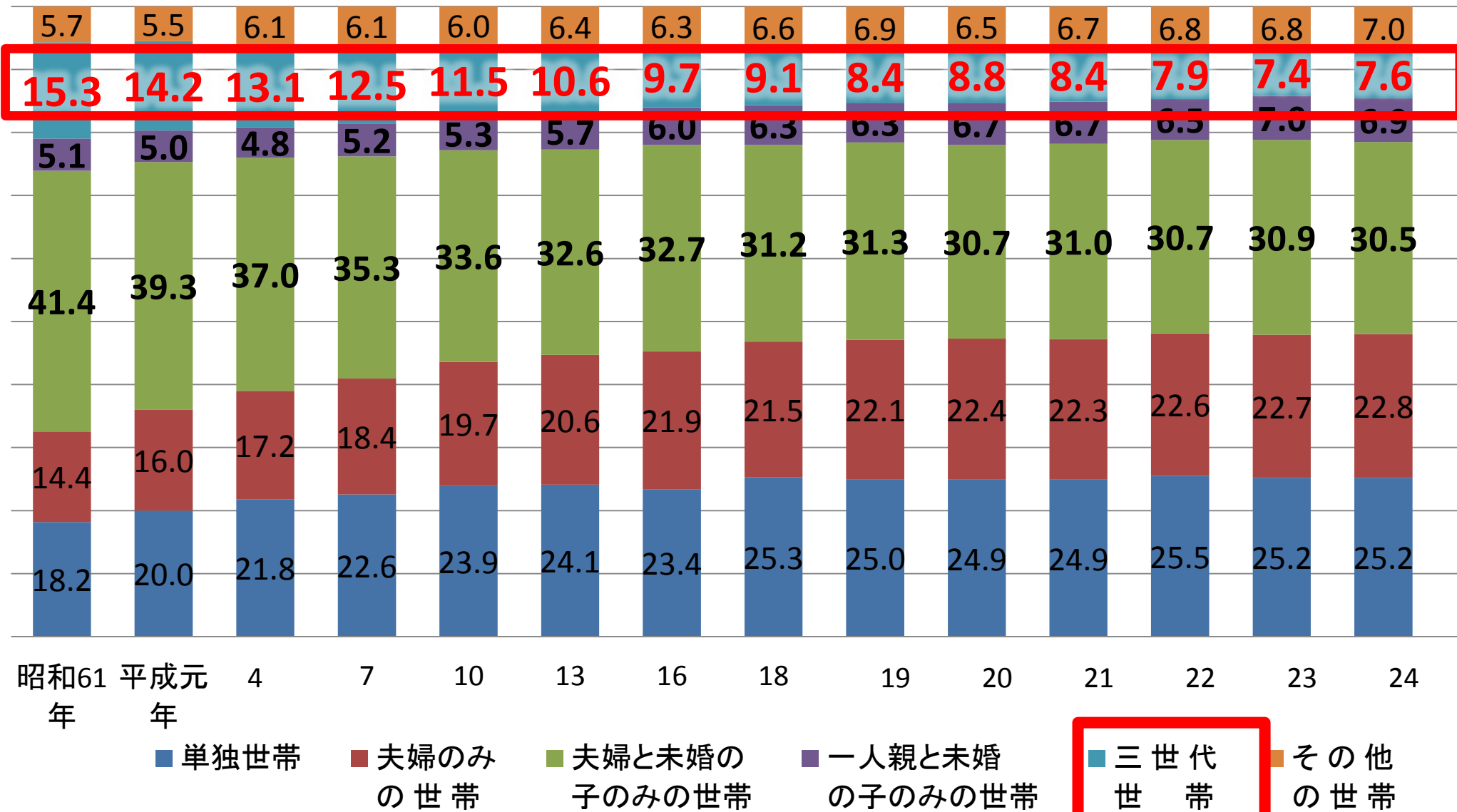
日本の人口推移とその予測（明治期～21世紀～2110年）



国立社会保障・人口問題研究所作成資料

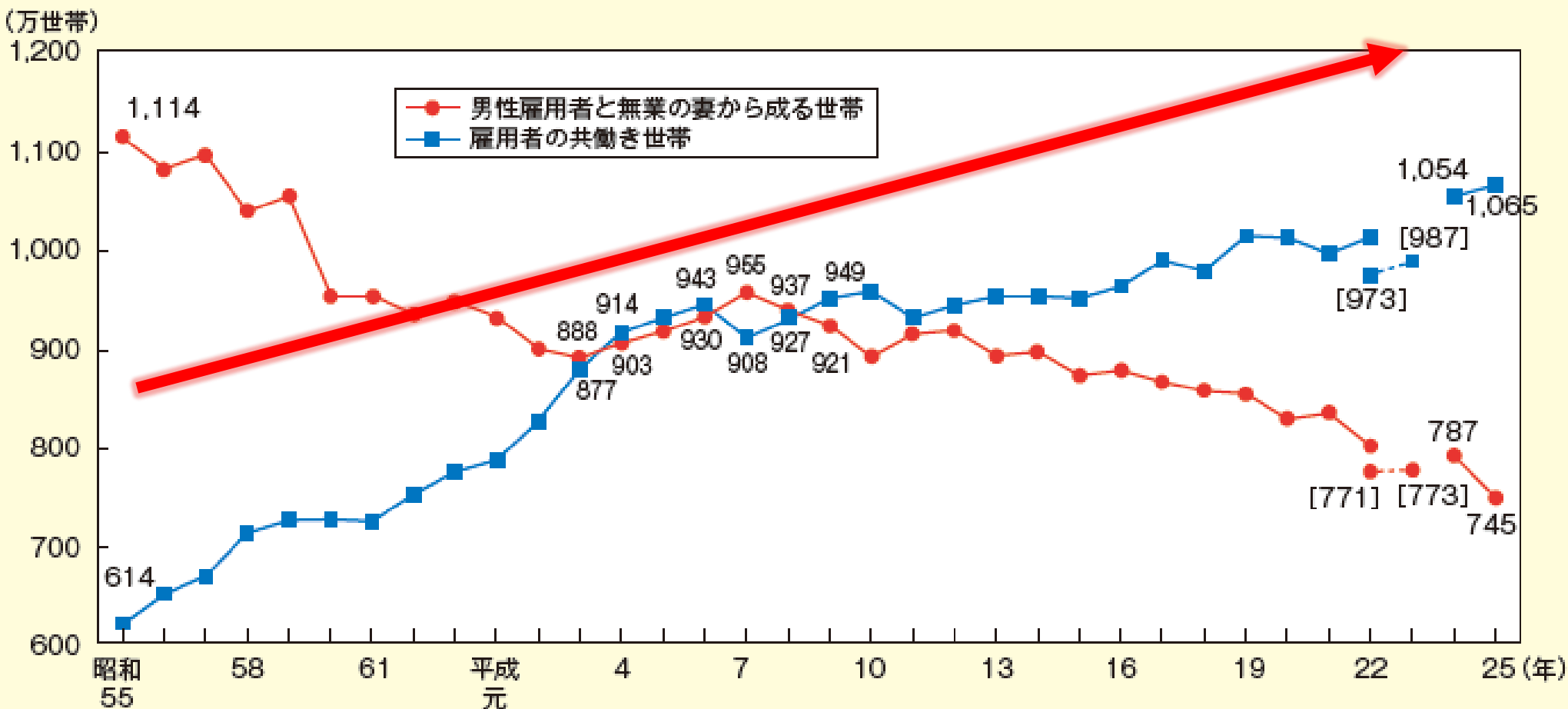
(旧内閣統計局推計、総務省統計局「国勢調査」「推計人口」等、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」[出生中位・死亡中位推計])

少子化の影響①（世帯別の家族構成の割合）



厚生労働省：福祉行政報告例結果の概況、平成24年国民生活基礎調査

少子化の影響②（共働き世帯数の推移）



1980年～2001年は総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月、ただし、1980年～1982年は各年3月)
 2002年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。
 2010年及び2011年の[]内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。



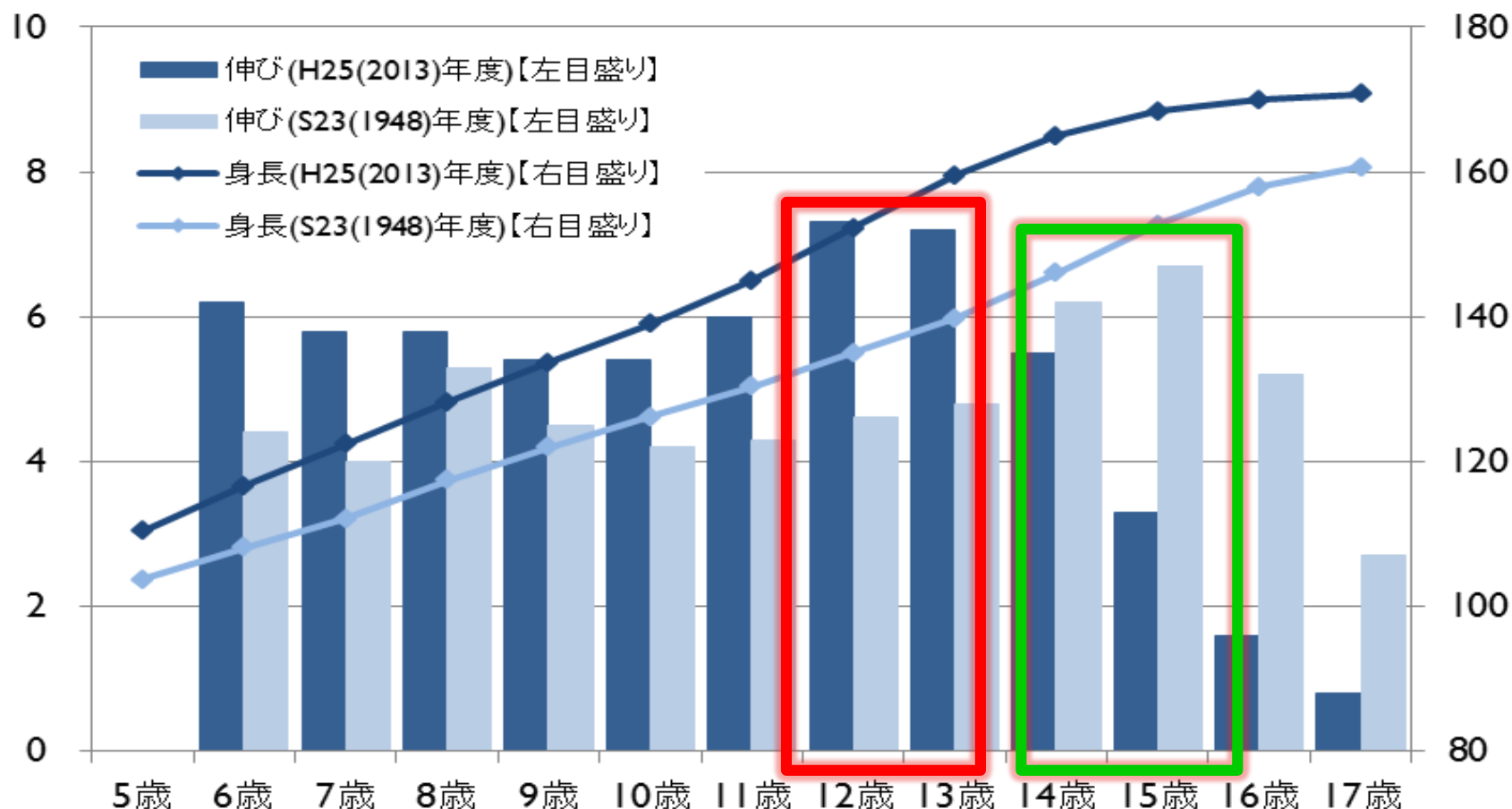
児童生徒の発達の早期化等に関わる現象

男児の身長平均値

昭和23年と平成25年との間の変化を比較すると、身長の伸びの大きい時期が早まっている。(14～15歳 → 12～13歳)

伸び
(cm)

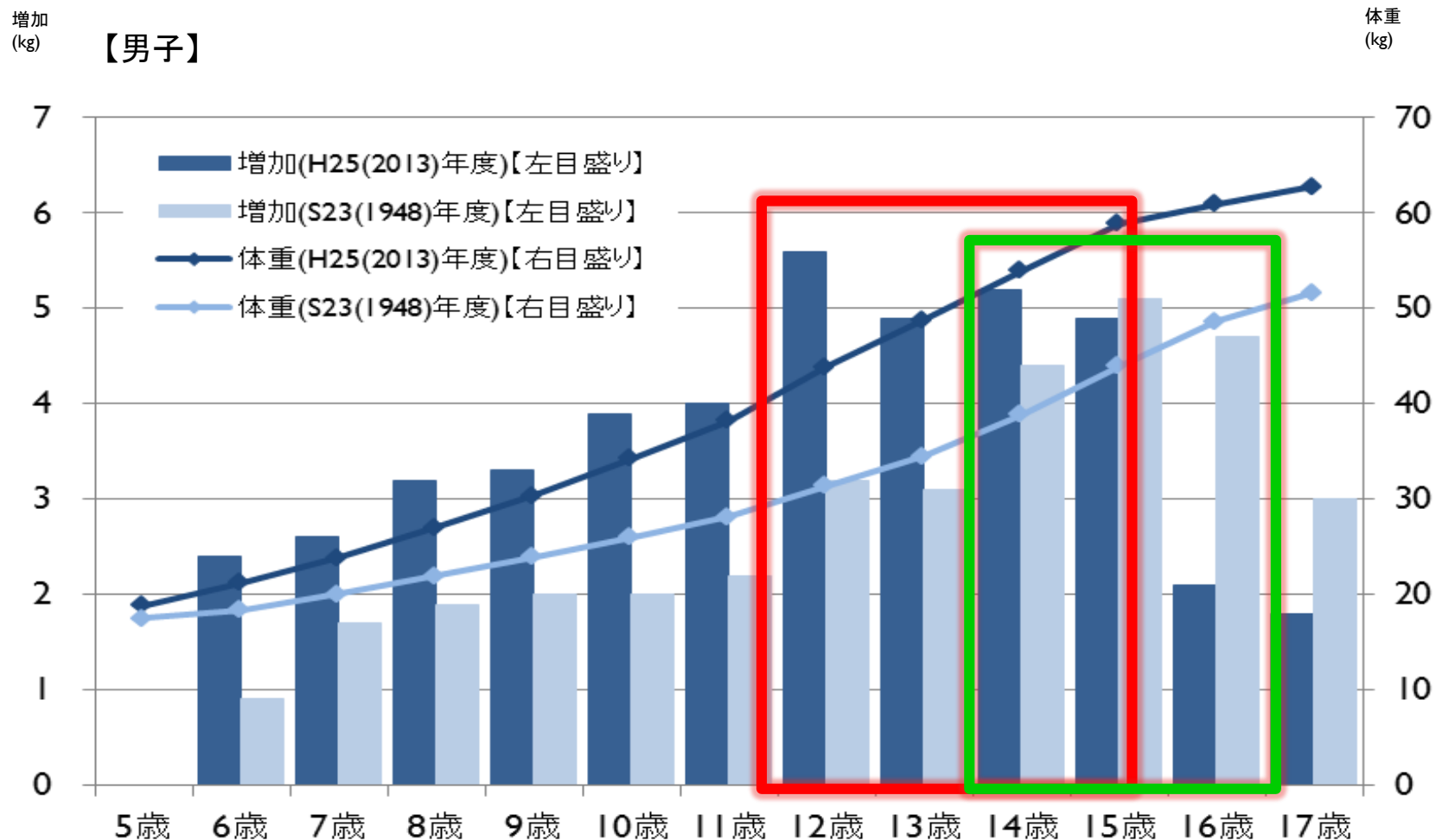
身長
(cm)



出典：昭和23年(1948)年度 及び 平成25年(2013)年度 学校保健統計調査より

男児の体重平均値

昭和23年と平成25年との間の変化を比較すると、体重の伸びの大きい時期が早まっている。(14~16歳 → 12~15歳)





「中1ギャップ」への対応

中学校

- 学級担任制
- きめ細かく指導・グループ学習
- 単元テスト重視、意欲・関心・態度の重視
- 緩やかな生徒指導
- 部活動なし

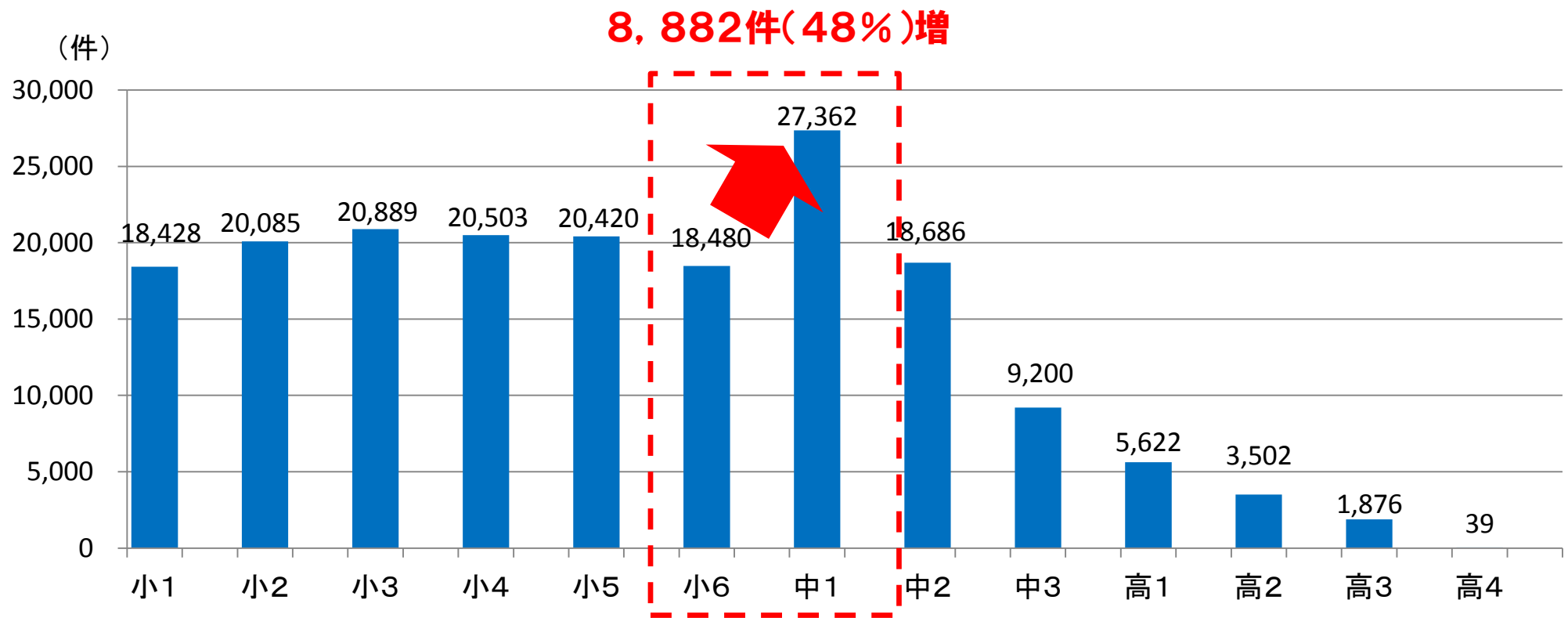
子どもの生活が激変



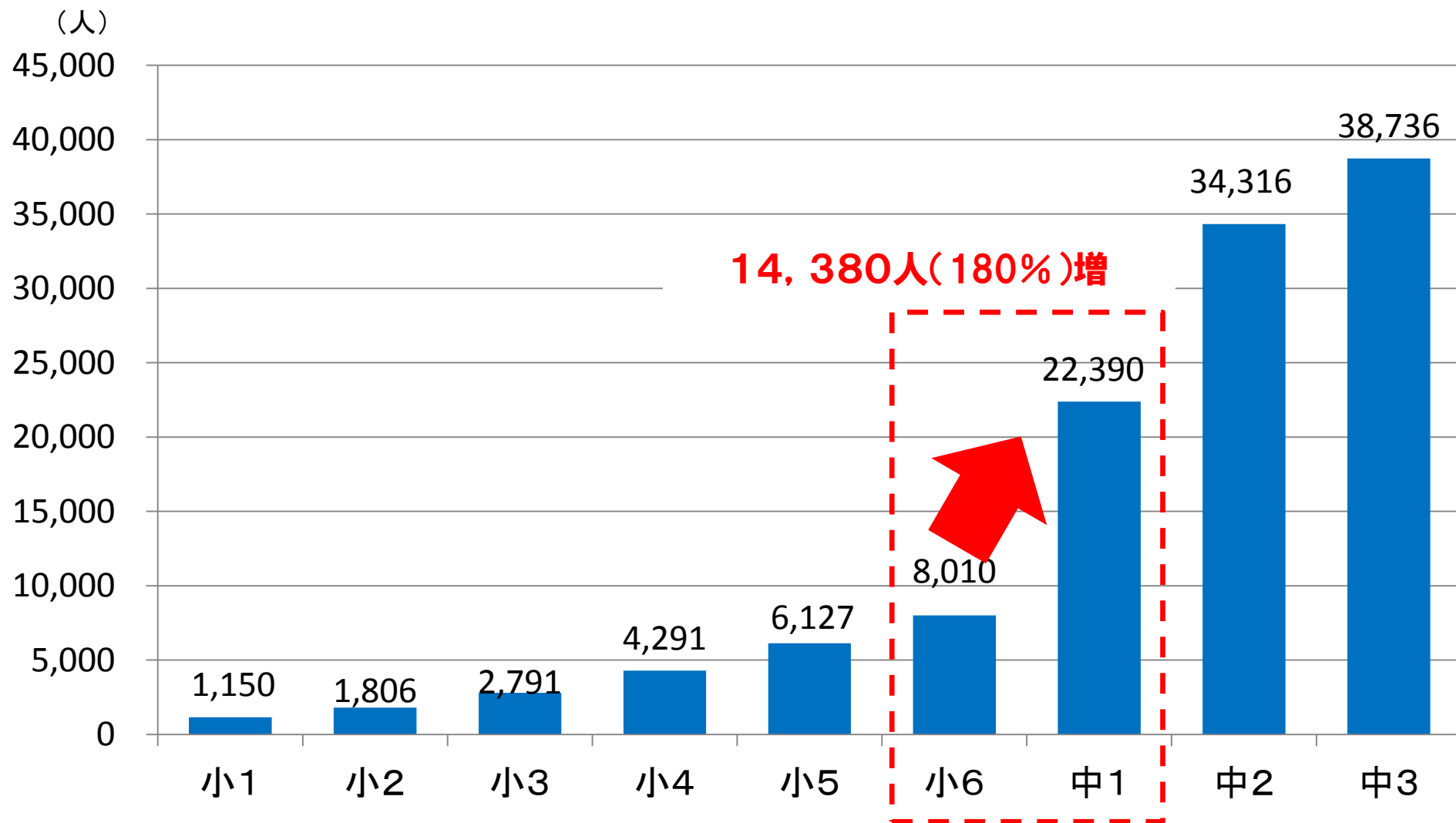
- 教科担任制
- 板書が多い、スピードが速い、教師主導型
- 定期考査重視、知識技能重視
- より厳しい生徒指導
- 部活動あり
- 他の小学校からの進学者との新たな人間関係

小学校

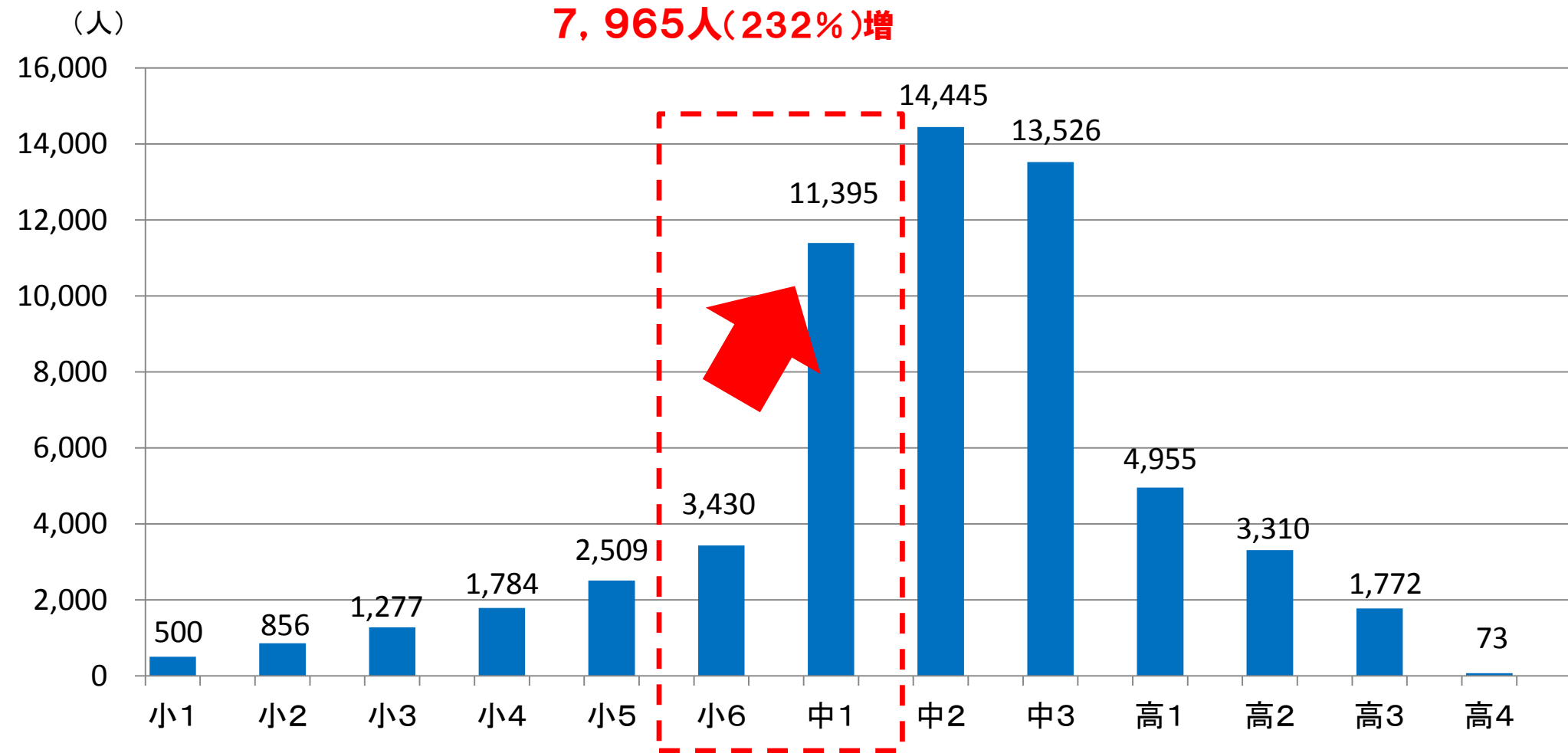
学年別いじめの認知件数



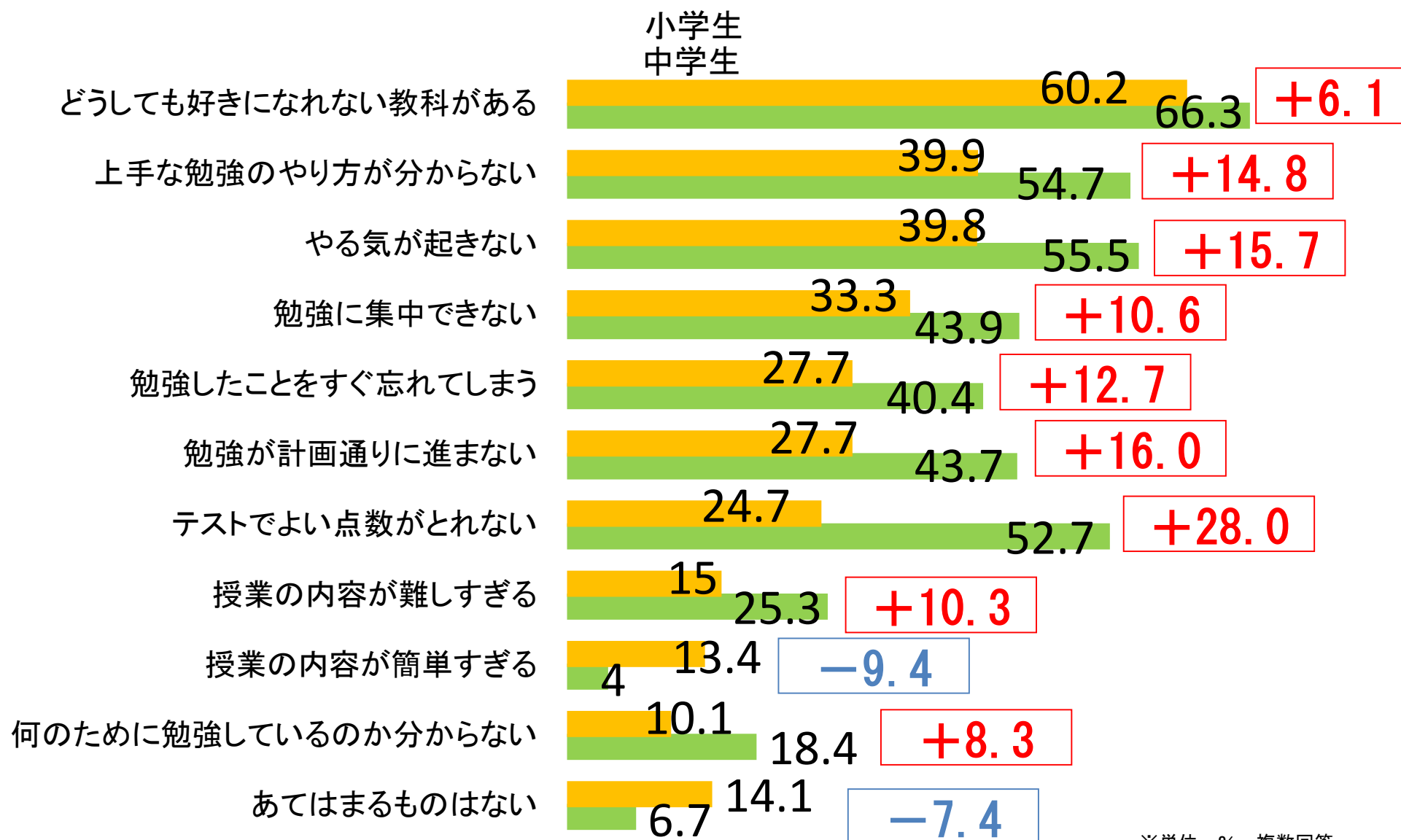
学年別不登校児童生徒数



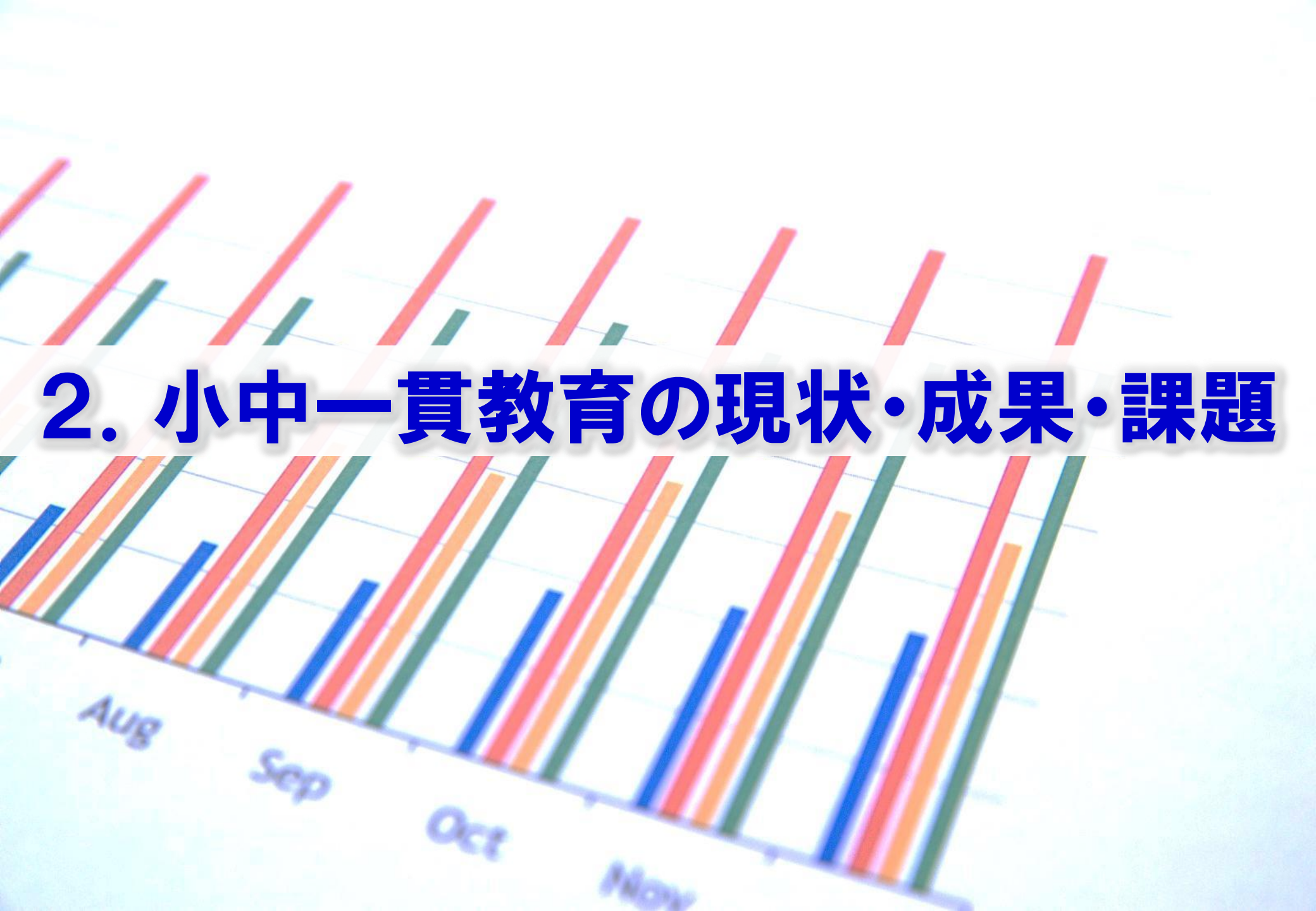
暴力行為の加害児童生徒数



学習上の悩み（学校段階別）

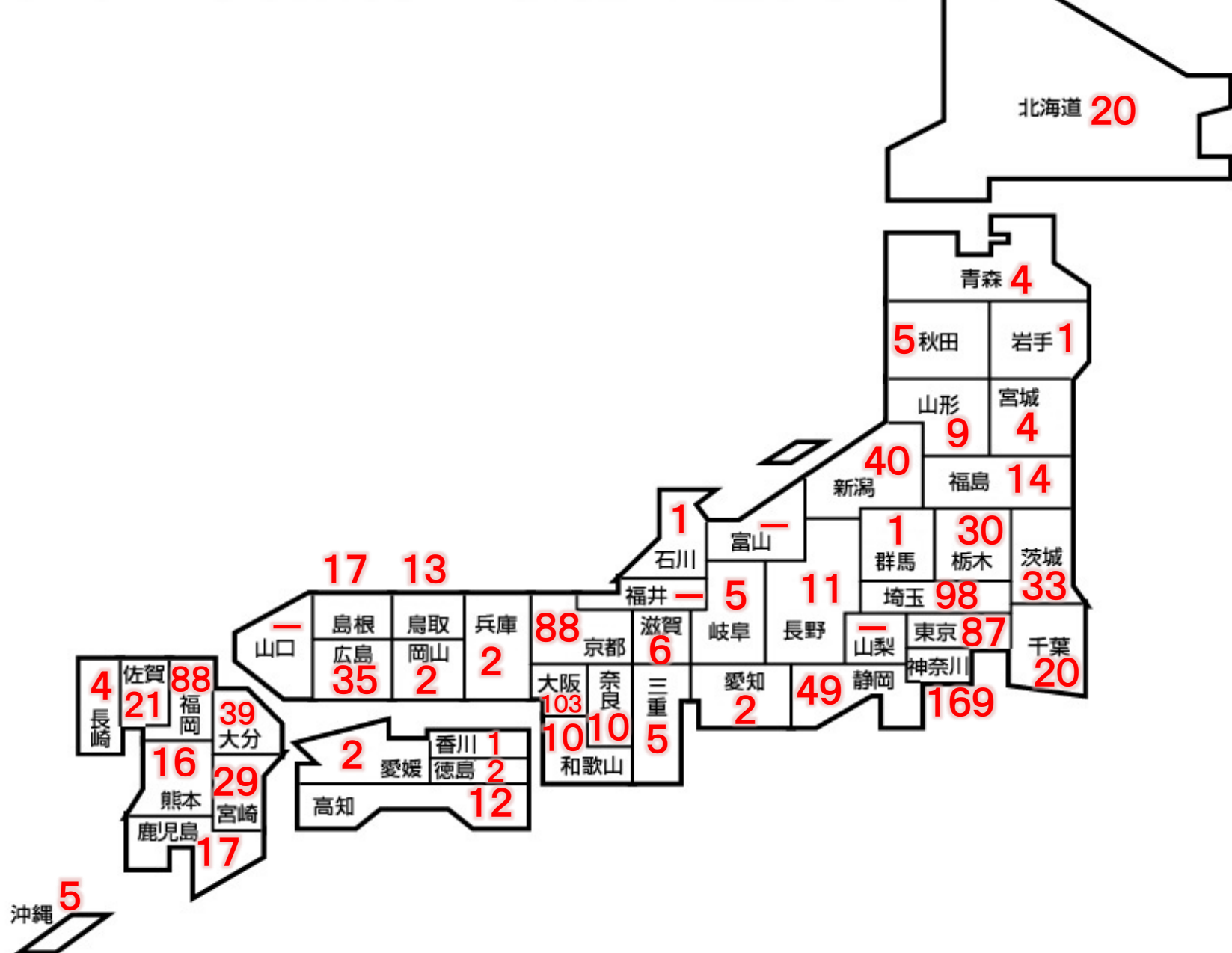


※単位：％。複数回答。



2. 小中一貫教育の現状・成果・課題

① 小中一貫教育の取組は全国的に広がっている



① 小中一貫教育の取組は全国的に広がっている

○ 実施件数 1130件（小学校2284校、中学校1140校）

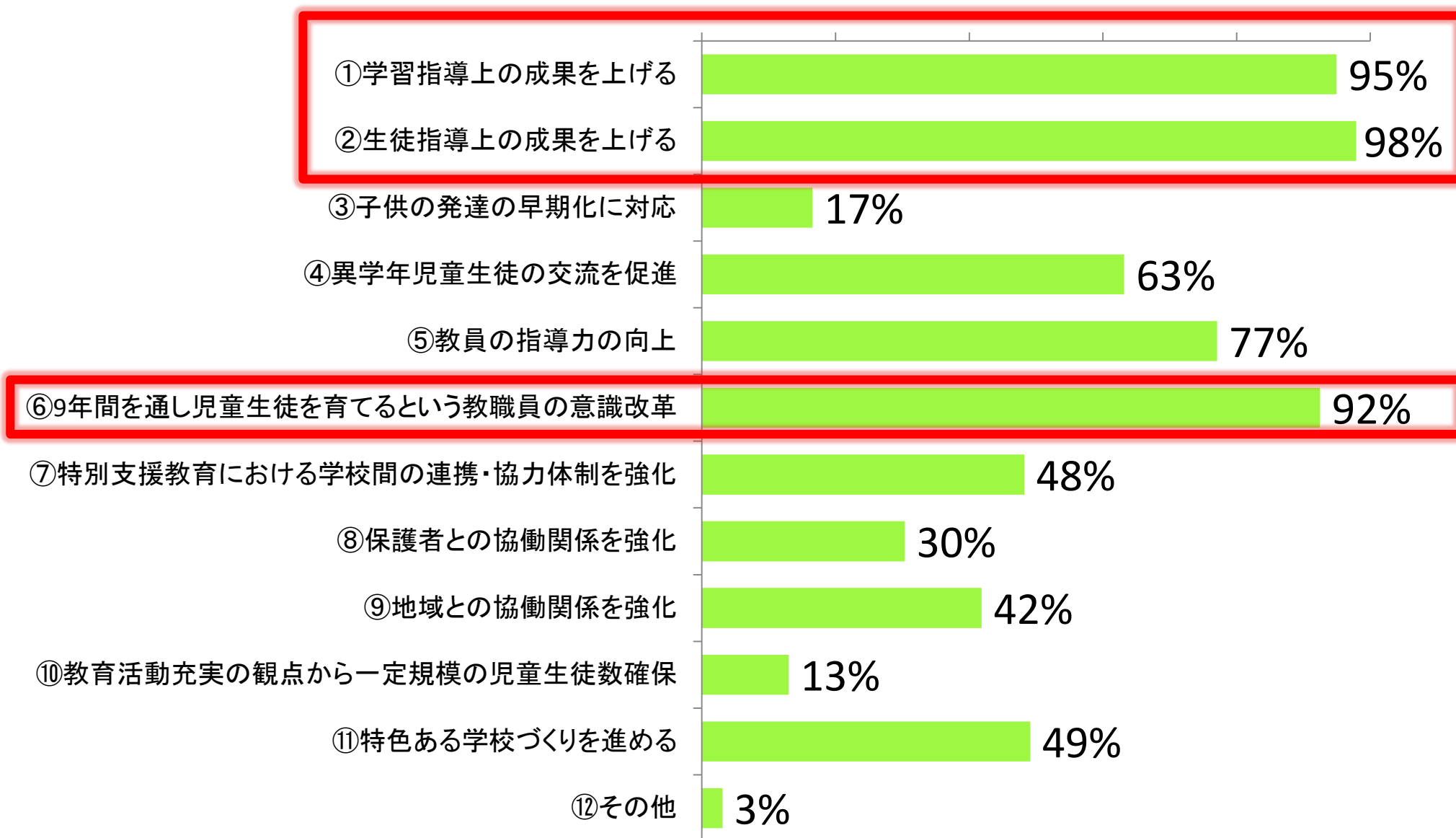
○ 実施市町村 211市町村（全市町村の約12%）

○ 積極的に推進している県 4県

積極的な検討・注視している県 3県＋33県

② 現在行われている小中一貫教育の取組の内容や進捗状況は、教育課程の連続性や、教員の指導体制、施設形態、校長の体制等の点において**極めて多様**である。

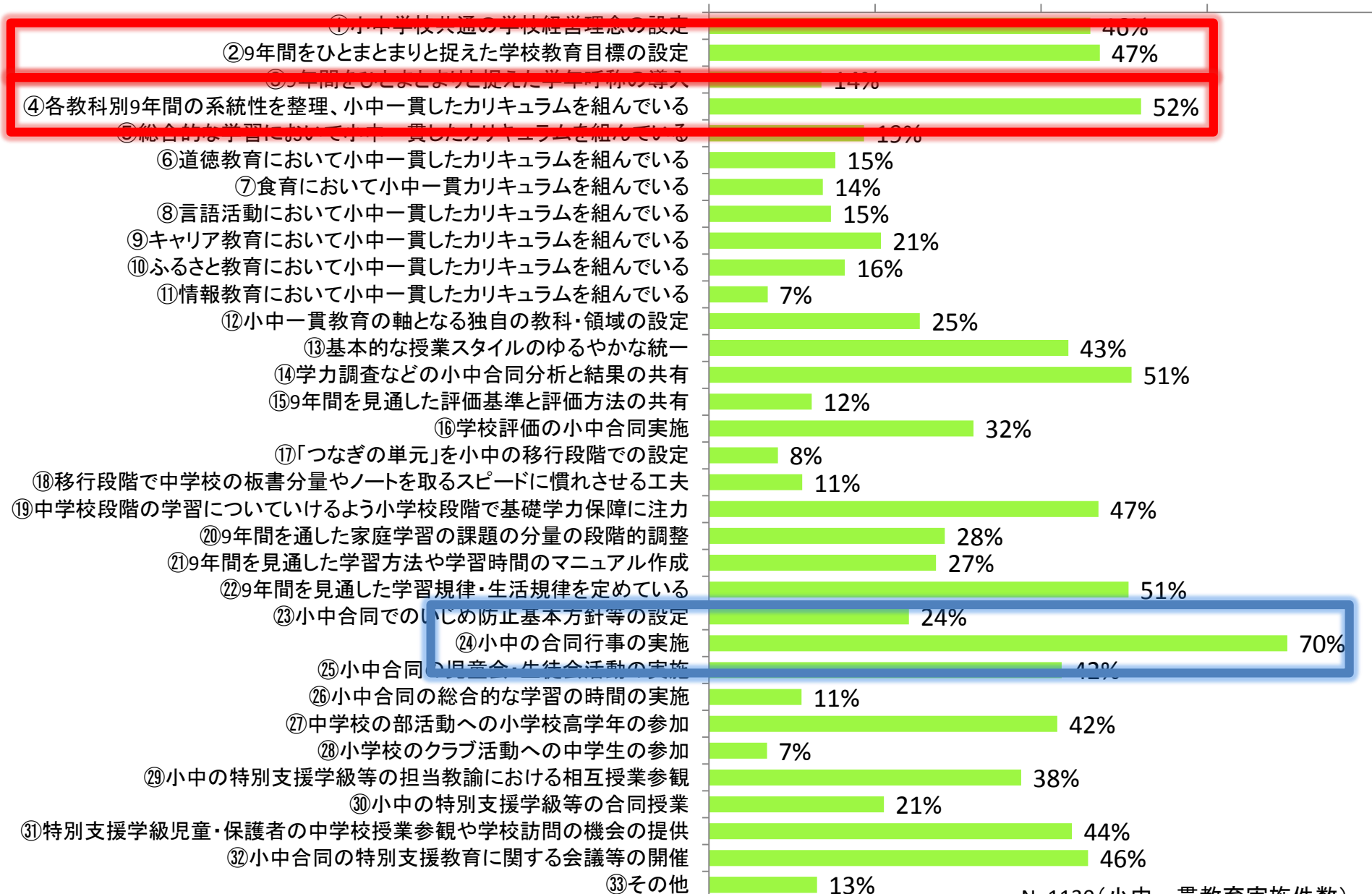
小中一貫教育の主なねらい



N=1130(小中一貫教育実施件数)

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

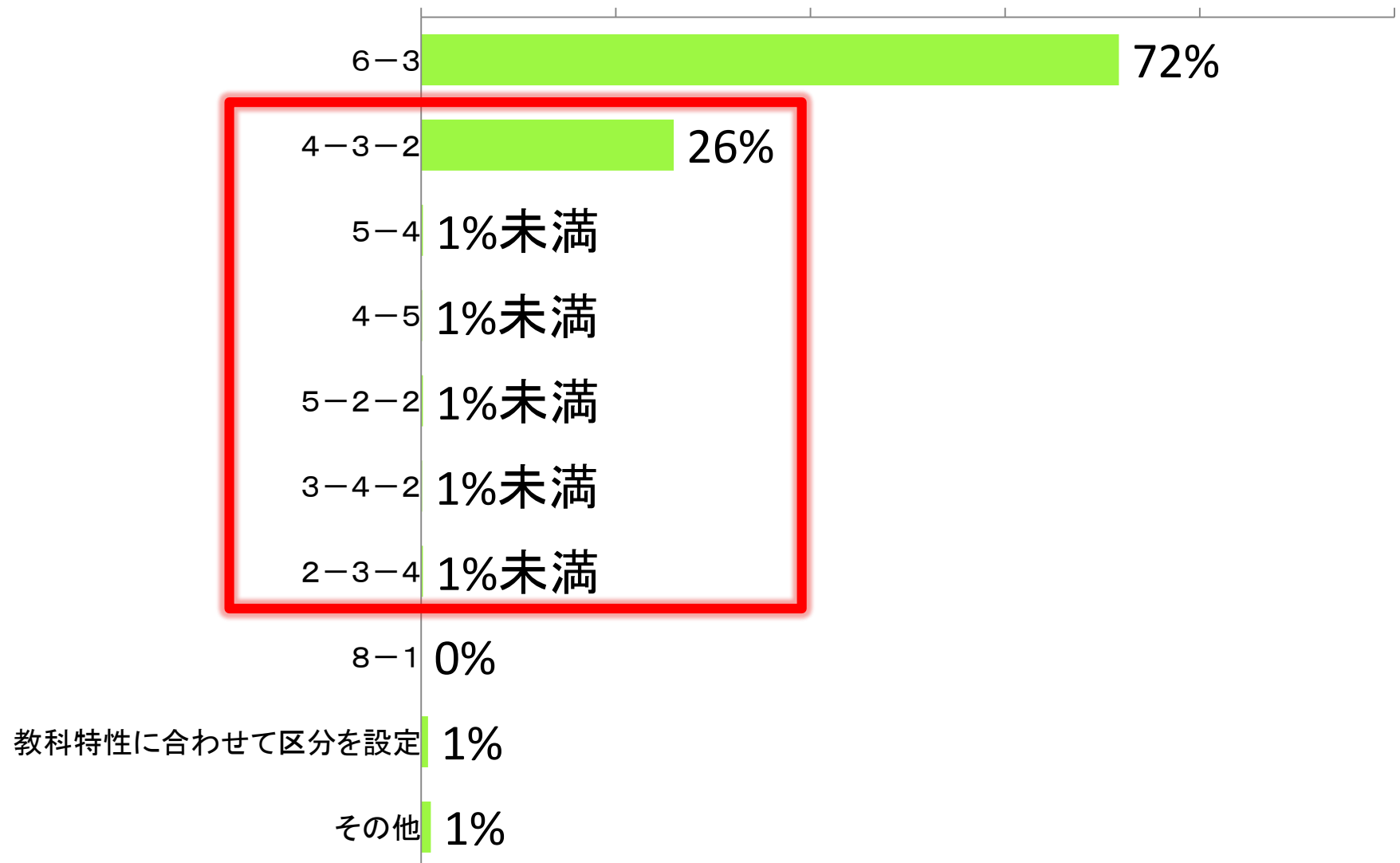
9年間の教育課程・指導方法の系統性・連続性の確保のための取組



N=1130(小中一貫教育実施件数)

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

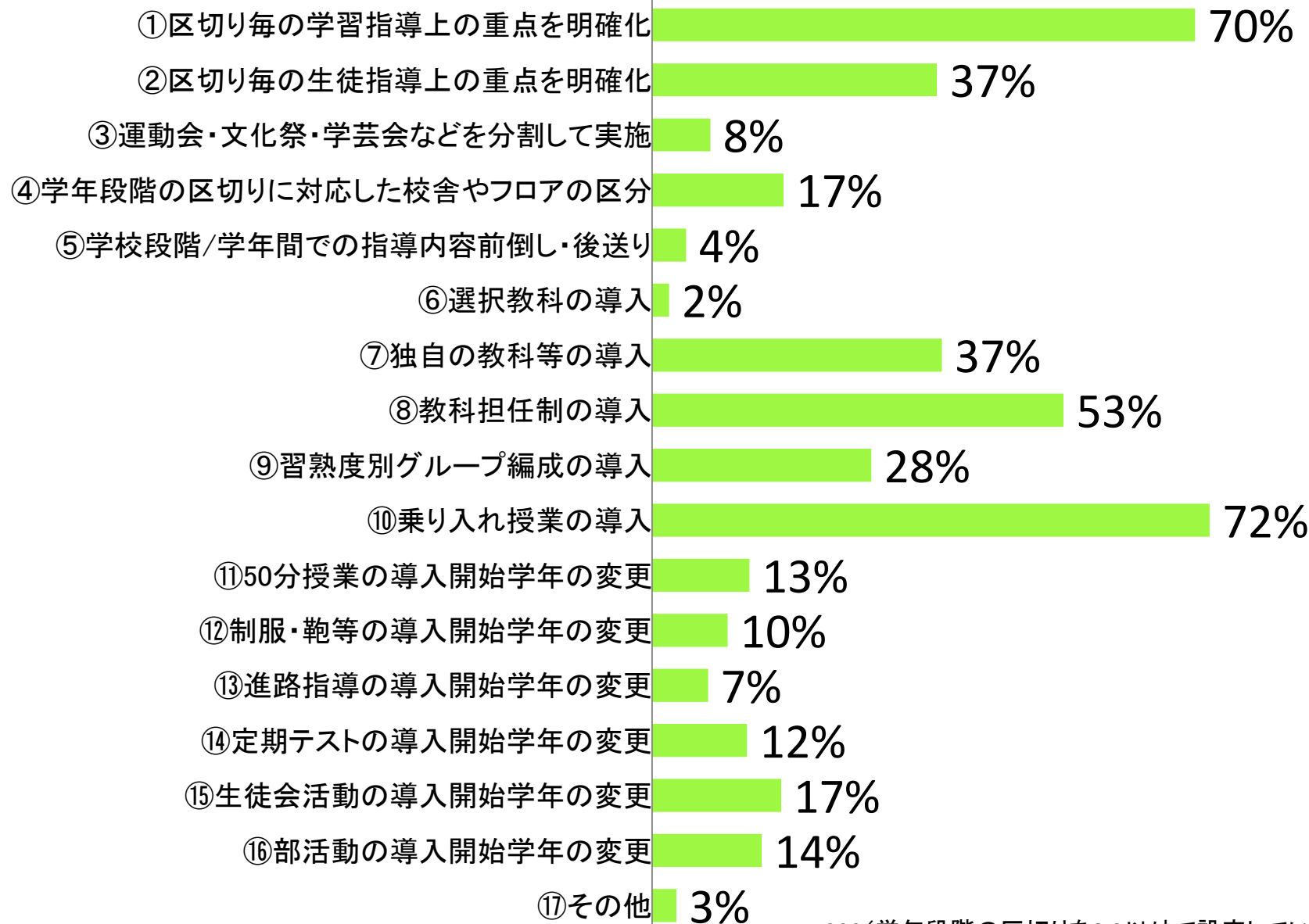
学年段階の区切りの状況



N=1130(小中一貫教育実施件数)

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

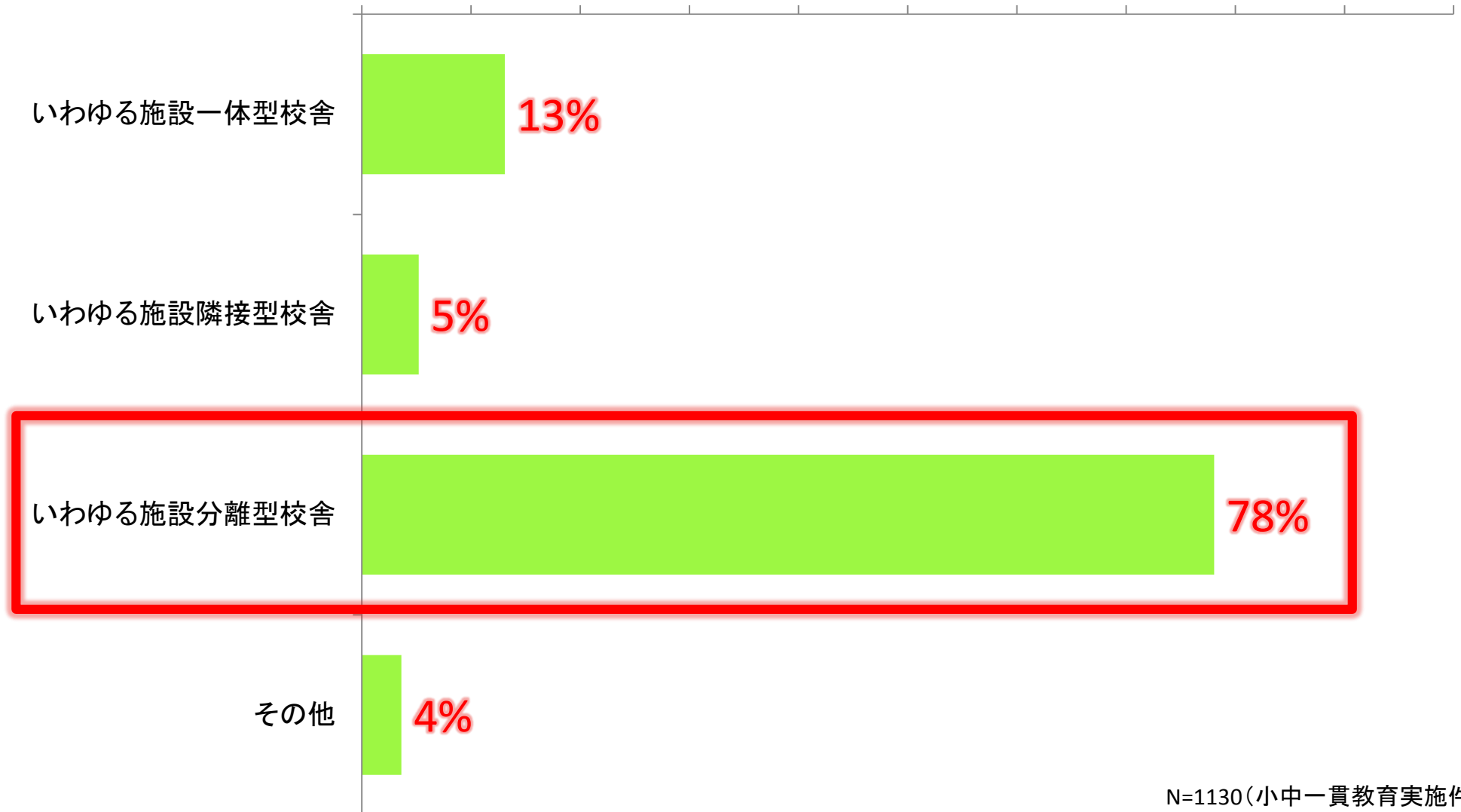
学年段階の区切りの設定に係る具体的取組（学年区切りが6-3以外の場合）



N=320（学年段階の区切りを6-3以外で設定している件数）

出典：文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

校舎設置状況



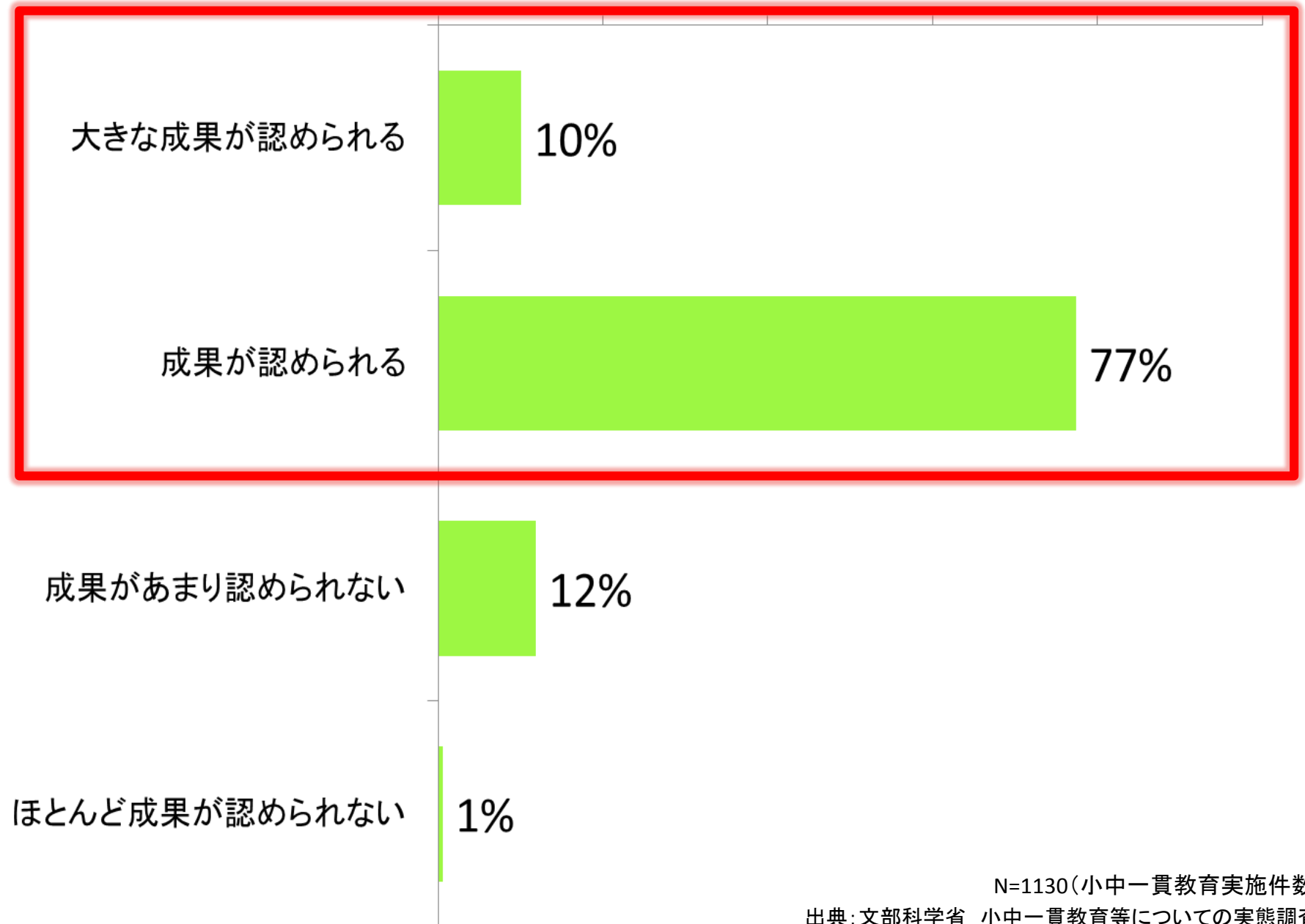
N=1130(小中一貫教育実施件数)

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

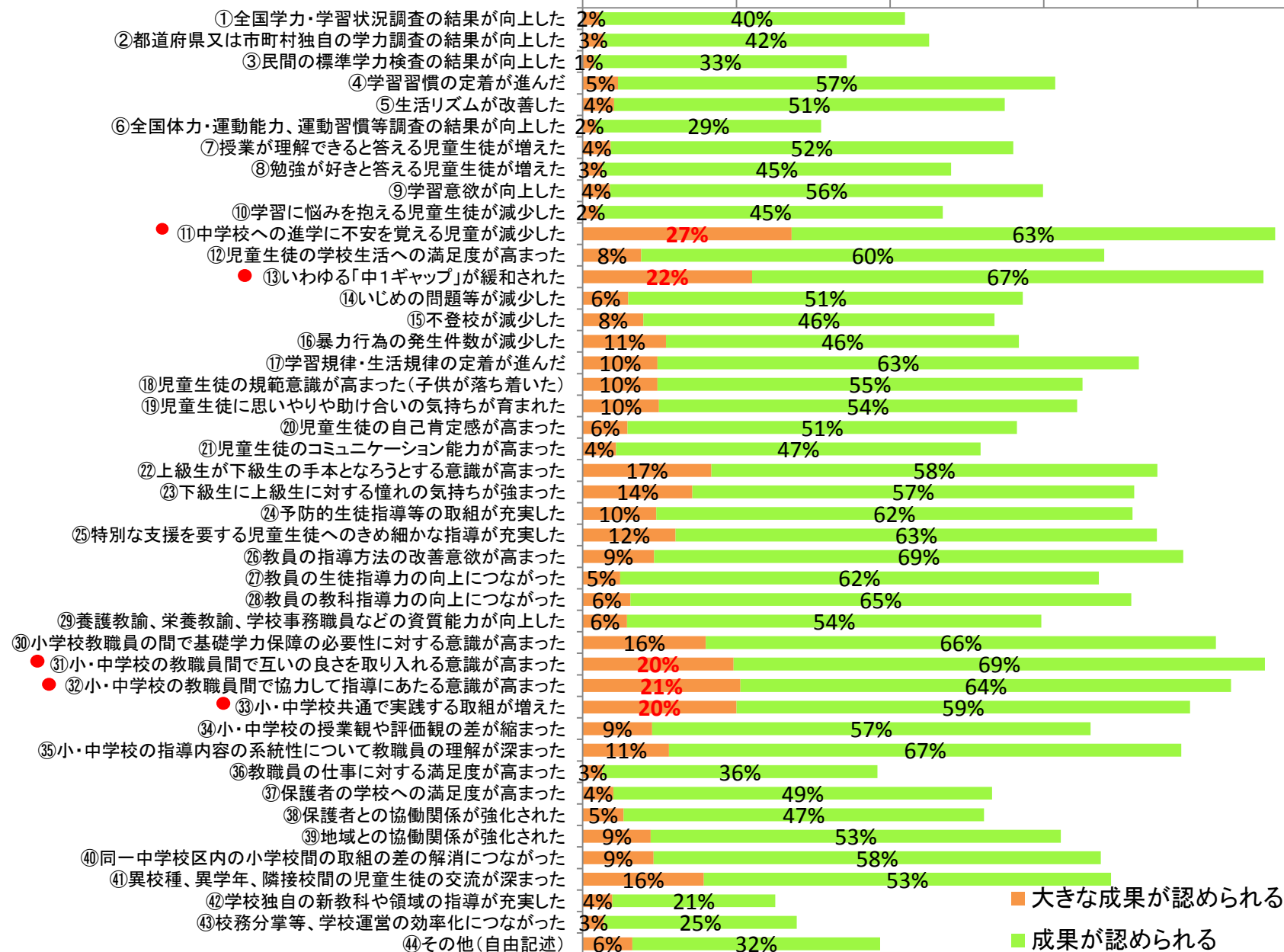
③ 小中一貫教育の**実施校のほとんどが多岐にわたる顕著な成果を認識**。（学力向上、中一ギャップ緩和、教職員の意識・指導力の向上）

その一方、教職員の負担軽減など解消を図るべき課題も存在する。

小中一貫教育のこれまでの取組の総合的な評価（成果）

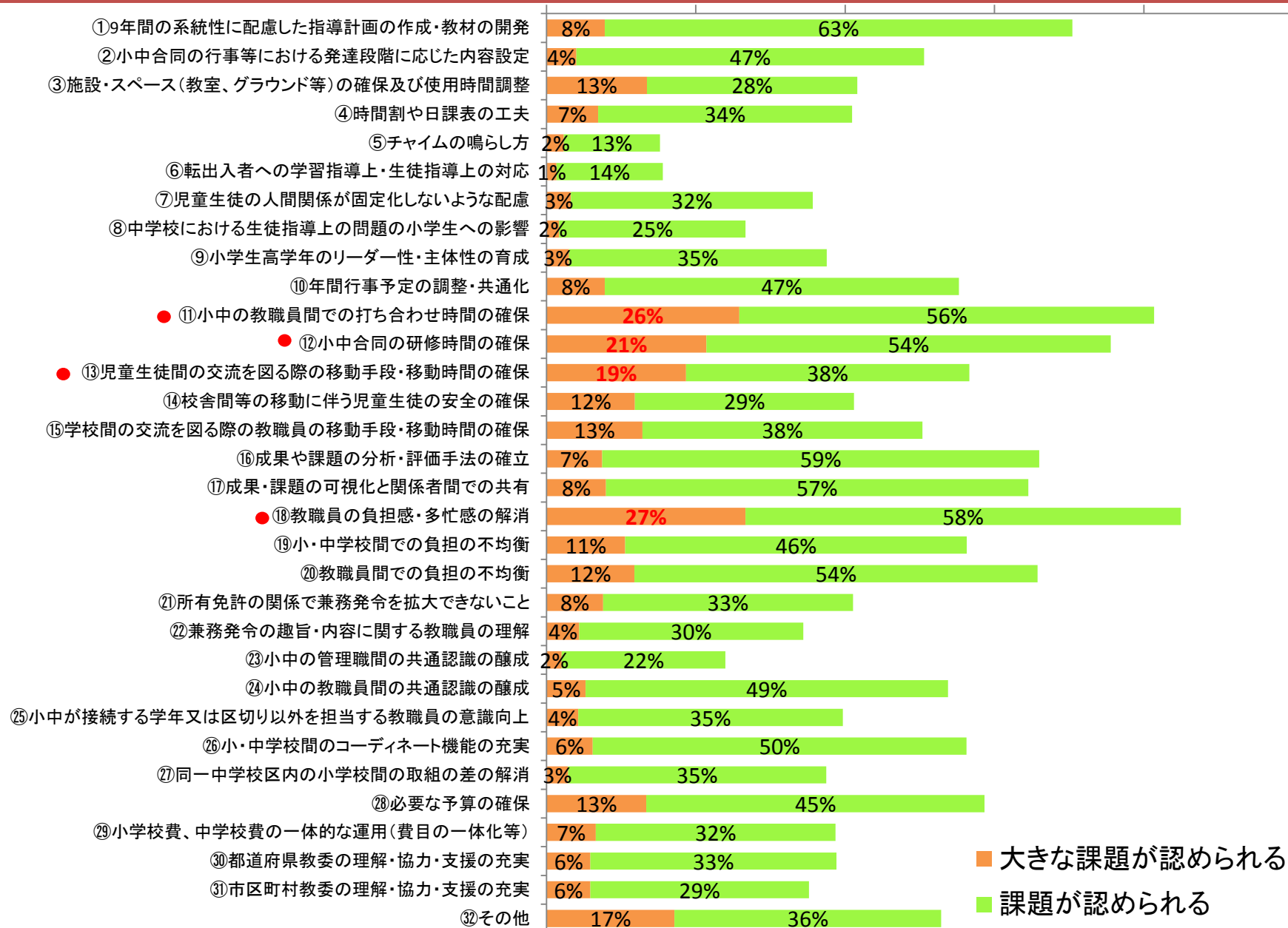


小中一貫教育の成果



※「大きな成果が認められる」の回答が特に多い項目については●で示している。

小中一貫教育の課題



■ 大きな課題が認められる

■ 課題が認められる

※「大きな課題が認められる」の回答が特に多い項目については●で示している。

出典: 文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

児童生徒の人間関係や相互評価が固定化しないような工夫

多様な活躍の機会を意図的に設定 58%

異学年交流の機会を意図的に設定 58%

同一学年内の学級間交流の機会を意図的に設定 26%

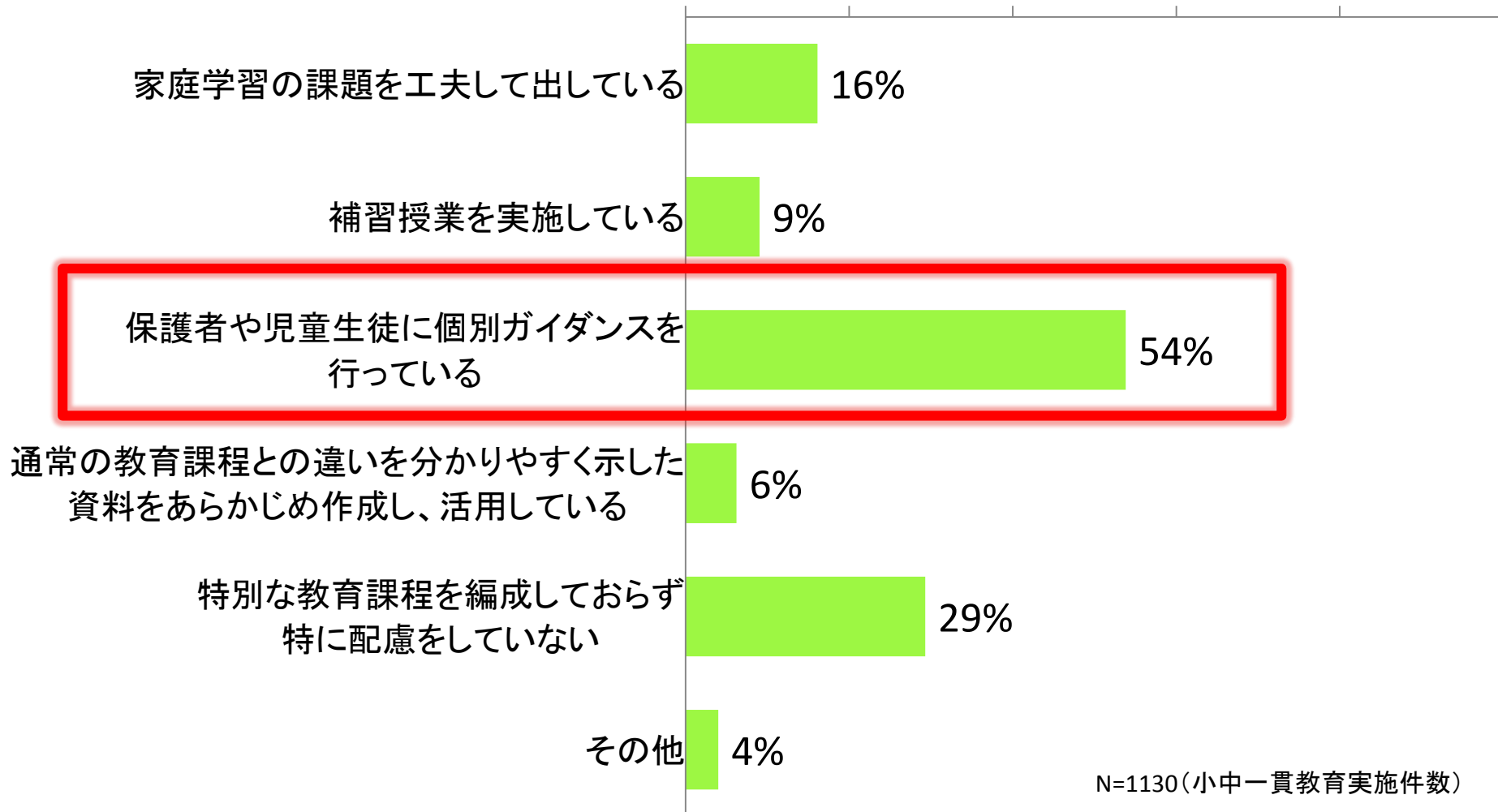
教科担任制や乗り入れ授業により多様な教職員と関わる機会を意図的に設定 49%

地域との連携により学校外の集団への所属を促進 25%

いじめの早期発見・早期対応の取組を充実 56%

N=1130(小中一貫教育実施件数)

転出入学する児童生徒に対する配慮

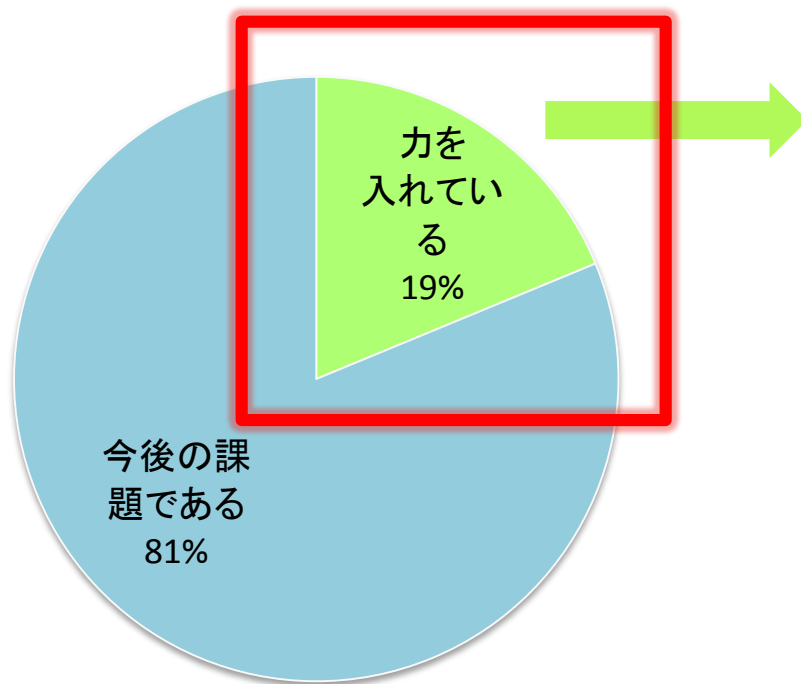


【その他の主な内容】

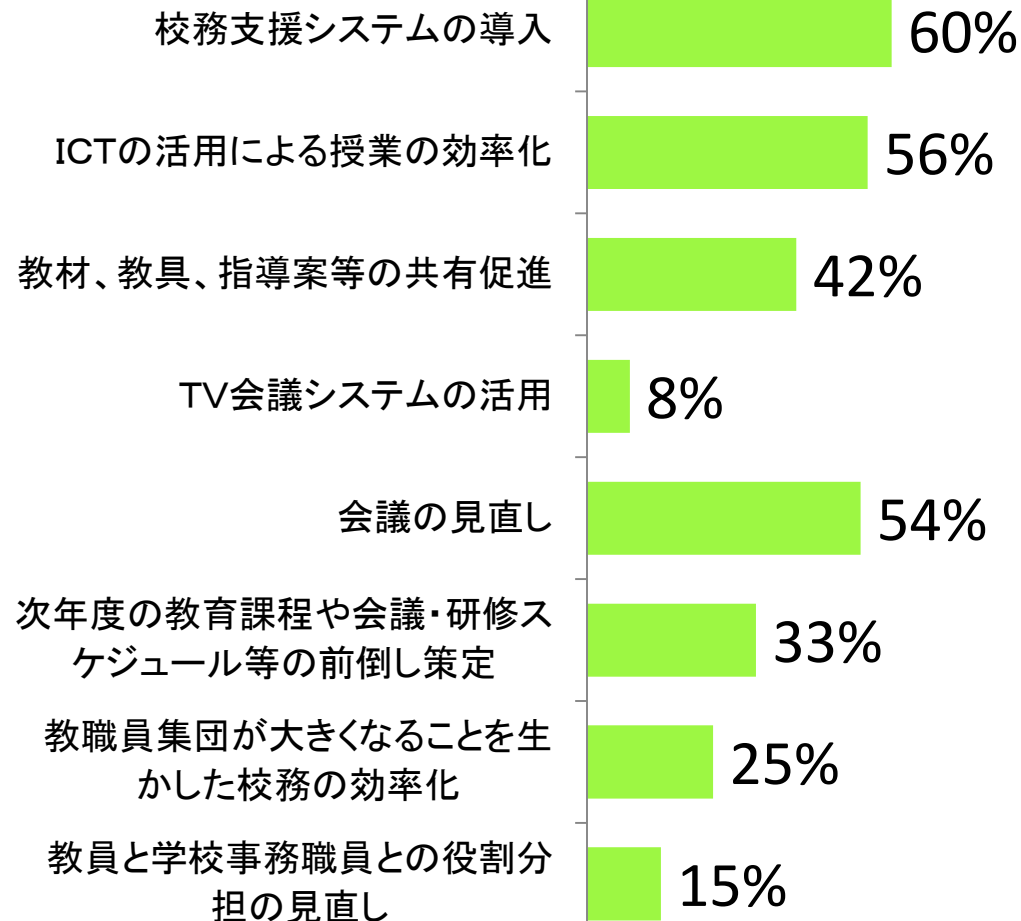
- ・市独自のパンフレットを作成し配布している
- ・転校先に教育課程の違いを説明
- ・未習内容について補充的な課題・プリントなどを与える
- ・昼休み等に未習単元を個別指導
- ・定期・随時の教科相談を実施
- ・本人や保護者への丁寧な説明

教職員の余裕時間の確保や負担軽減の取組

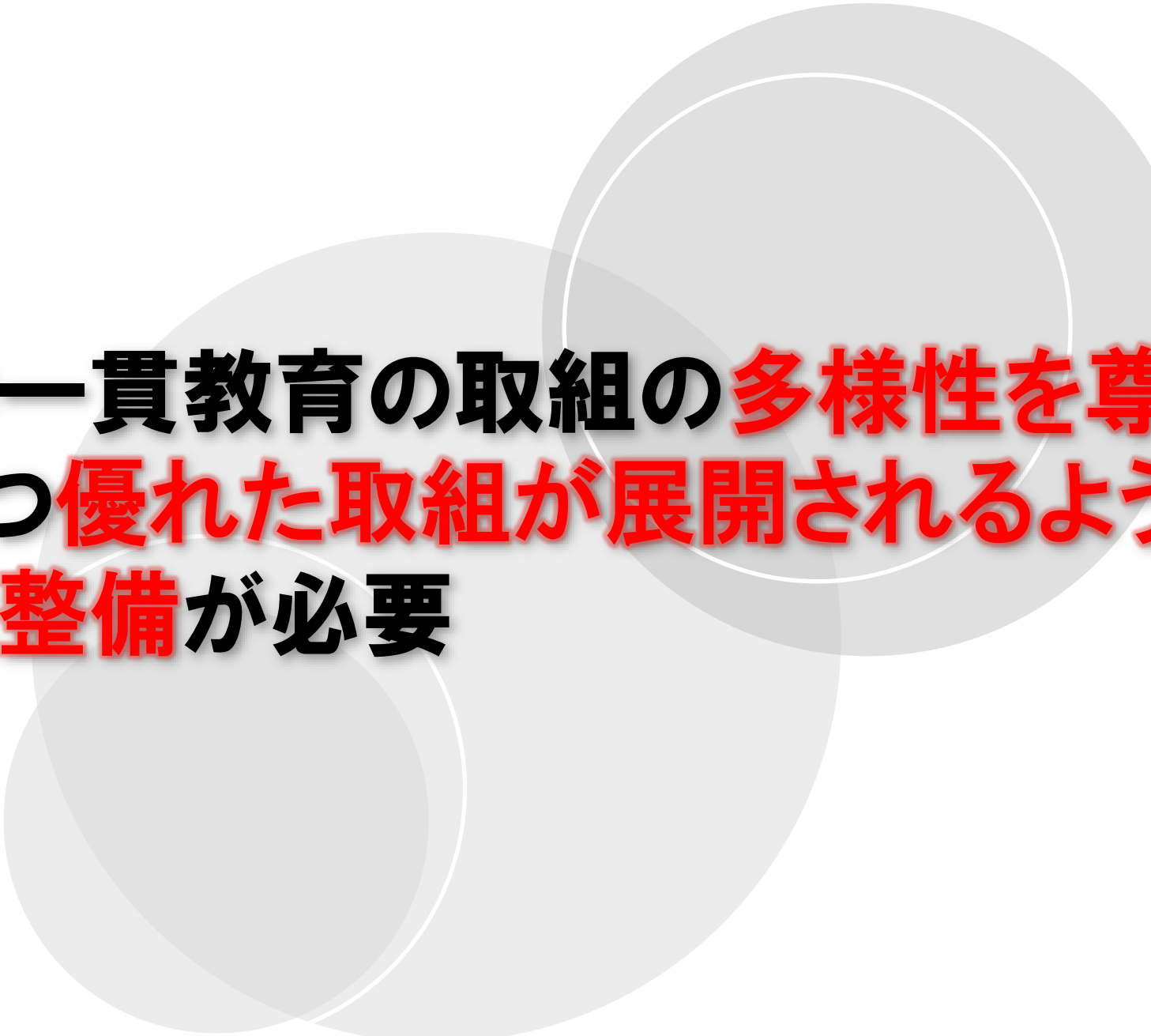
取組内容



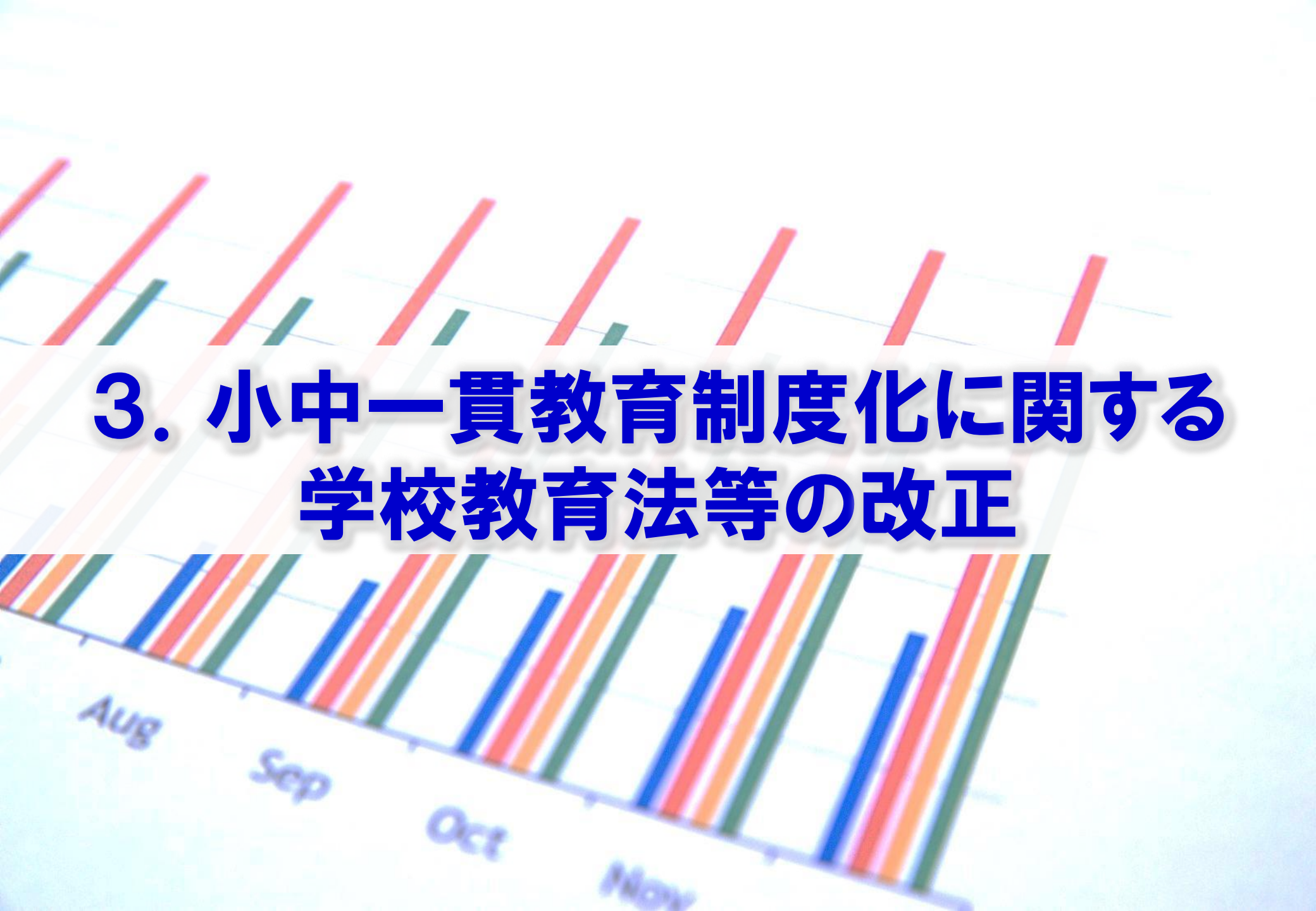
N=1130(小中一貫教育実施件数)



N=212



**小中一貫教育の取組の多様性を尊重
しつつ優れた取組が展開されるような
環境整備が必要**



3. 小中一貫教育制度化に関する 学校教育法等の改正

(平成26年)

12月22日 中央教育審議会 答申

(平成27年)

3月17日 閣議決定

6月17日 法案成立

6月24日 法公布

(平成28年)

4月 1日 法施行

※総審議時間

衆議院 8h45m

参議院 8h50m 計 17h35m

※審議の主な論点

- ・法改正の背景、意義・目的
- ・成果、課題とその解消策
- ・複線化、エリート校化への懸念
- ・学校統廃合との関係
- ・地域や保護者との連携の在り方
- ・教員免許、教職員定数関係

小中一貫教育の全体の制度設計

◎制度設計のポイント

- ・1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付ける(義務教育学校)
- ・独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(小中一貫型小・中学校(仮称))
- ・既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない

◎小中一貫教育の 2つの類型

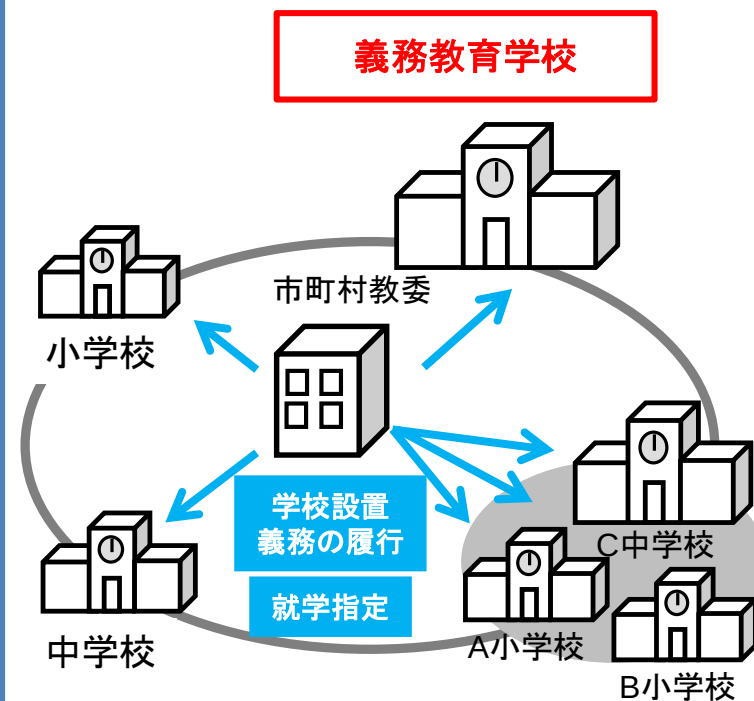
今回学校教育法等
改正で措置

今後政省令
改正で措置

	義務教育学校
修業年限	・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)
組織	・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進) (制度化に伴う主な支援策) 9年間に適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援

	小中一貫型 小学校・中学校(仮称)
修業年限	・小・中学校と同じ
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (義務教育学校と同じ)
組織	・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施)(※) ・教員は各学校種に対応した免許を保有 (制度化に伴う主な支援策) 小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援

◎ 制度化後のイメージ



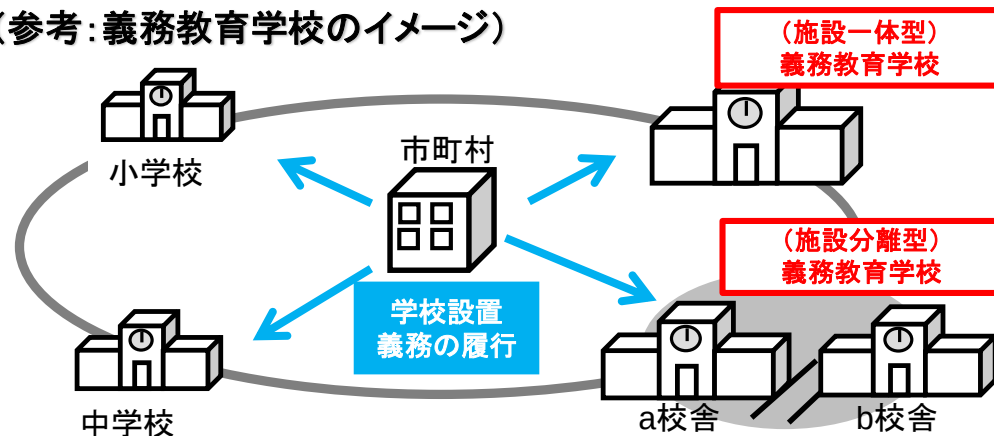
小中一貫型小・中学校
(仮称)

学校教育法等の一部を改正する法律の概要

小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化

趣旨・ 位置付け	☐ 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定(学校教育法第1条関係)
設置者・ 設置義務	☐ 国公私いずれも設置が可能(学校教育法第2条関係) ☐ 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行(学校教育法第38条関係)
目標・ 修業年限	☐ 義務教育学校の目的:心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと(学校教育法第49条の2関係) ☐ 9年(小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分)(学校教育法第49条の4及び第49条の5関係)
教職員 関係	☐ 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象(義務教育費国庫負担法第2条関係) ☐ 小学校と中学校の免許状の併有を原則(当分の間は例外あり)(教育職員免許法第3条及び附則第20項関係)
施設整備	☐ 施設費国庫負担・補助の対象(小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等)(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係)

(参考:義務教育学校のイメージ)



※就学指定、教育課程の特例等については、政省令で規定する予定

施行期日

平成28年4月1日

(施行前でも義務教育学校設置のための準備行為は可能)

現行制度と義務教育学校の比較

	現行制度下での小中一貫教育	義務教育学校
修業年限	・小学校6年 ・中学校3年	・9年 (ただし、小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)
設置義務	・小学校、中学校ともに市町村に設置義務	・設置義務はないが、小学校・中学校の設置に代えて設置した場合には、設置義務の履行と同等
教育課程	・小学校・中学校それぞれの教育目標の設定、教育課程の編成 ・一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を個別に申請し、文科大臣の指定が必要	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設し、個別の申請、大臣の指定は不要 (例: 一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)
組織	・小学校・中学校それぞれに校長(計2人) ・小学校・中学校別々の教職員組織	・1人の校長 (ただし、統括担当の副校長又は教頭を1人措置) ・一つの教職員組織 (教職員定数は、小学校の定数と中学校の定数の合計数と同じ)
免許	・教員は所属する学校の免許状を保有すれば十分	・教員は原則小・中両免許状を併有 (当面は小学校免許状で小学校課程、中学校免許状で中学校課程を指導可能としつつ、免許状の併有を促進)
施設	・国庫負担の対象は、小学校同士の統合、中学校同士の統合のみ	・国庫負担の対象として、小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置する場合も追加
その他	・学校評価は、小学校・中学校それぞれで実施 ・学校運営協議会は、小学校・中学校それぞれに設置 ・学校いじめ防止基本方針は、小学校・中学校それぞれで策定	・学校評価は、義務教育学校として実施 ・学校運営協議会は、義務教育学校として一つ設置 ・学校いじめ防止基本方針は、義務教育学校として策定

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆・文部科学委員会

参・文教科科学委員会

※青字は参のみ

エリート校
化の防止

学校運営協
議会の活用

学校統廃合
の際の留意点

教職員体制の整
備・定数の確保

教員免許状
の併有促進

取組事例の分析
と情報提供等

専攻科の
質の担保

一、義務教育学校の設置に当たっては、我が国の教育の基本原則である機会均等を確保するとともに、既存の小学校及び中学校との間の序列化・エリート校化・複線化等により児童生徒の学びに格差が生じることのないよう、万全を期すること。

三、義務教育学校等における九年間の学びを地域全体で支えることの重要性に鑑み、保護者や地域住民の理解と参画を得るため、学校運営協議会等、組織的・継続的な学校支援体制の整備及び活用に努めること。

二、小学校及び中学校は児童生徒の学びの場であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することを踏まえ、市町村教育委員会は、義務教育学校の設置に当たっては、安易に学校統廃合を行わないよう、特に留意すること。また、検討段階から保護者や地域住民等に対し丁寧な説明を行い、その意見を適切に反映し、幅広く理解と協力を得て合意形成に努めること。

五、義務教育学校の設置等に当たっては、政府は、異なる学校段階間の接続を円滑にマネジメントする体制の整備や乗り入れ授業等への対応のための十分な教職員体制の整備を図り、教職員の更なる過重負担を招かないよう努めるとともに、小学校及び中学校が統合される場合においては、義務教育学校への円滑な移行が図られるよう、十分な教職員定数の確保に努めること。

六、義務教育学校に係る教員免許状について、都道府県教育委員会は、他校種免許状の取得のための免許法認定講習の積極的な開講等、小学校及び中学校教員免許状の併有のための条件整備に努めること。また、政府は、併有する際の負担が過大なものとならないよう、必要な環境整備を積極的に行うとともに、教員免許制度の在り方について引き続き検討を行うこと。

四、児童生徒の人間関係の固定化や転出入への対応など小中一貫教育実施上の課題の解消に向け、政府は、各地域における取組事例を収集・分析・検証した上で、積極的な情報提供を行うとともに、課題解決のための指針の作成に努めること。また、市町村教育委員会は、自らの方針や各学校の取組について保護者や地域住民等に対し丁寧な説明を行い、幅広く理解を得るよう努めること。

七、高等学校等の専攻科から大学への編入学を実施するに当たっては、政府は、大学の自主性を尊重しつつ、大学における学びの質が担保されるよう指針を示すなど、編入学者が大学教育に円滑に移行し、主体的な学びを実現するための取組を積極的に支援すること。

一 義務教育の九年間の学びを地域ぐるみで支える新たな仕組みとしての義務教育学校となるよう、市町村教育委員会は、保護者や地域住民の理解と協力を得るための場として、学校運営協議会等の設置及び活用の推進に努めること。

二 小学校及び中学校は児童生徒に対する教育施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することを踏まえ、市町村教育委員会は、義務教育学校の設置に伴い、安易に学校統廃合を行わないよう留意すること。

三 義務教育学校の設置等を支援する観点から、国は、異なる学校段階間の接続を円滑にマネジメントする体制の整備や乗り入れ授業等への対応のための十分な教職員体制の整備を図り、教職員の更なる過重負担を招かないよう努めるとともに、小学校及び中学校が統合される場合においては、義務教育学校への円滑な移行が図られるよう、十分な教職員定数の確保に努めること。

四 都道府県教育委員会は、他校種免許状の取得のための免許法認定講習の積極的な開講やその質の向上等を図ることにより、義務教育学校教員における小学校・中学校教員免許状の併有の促進に努めること。

五 小中一貫教育の取組について、国は、各地域における実施上の課題を継続的に把握し、優れた取組事例を収集・分析した上でその情報提供に努めること。また、市町村教育委員会は、自らの方針や各学校の取組について積極的な説明に努めること。

六 高等学校等専攻科から大学への編入学の実施に当たり、国は、大学の自主性を尊重しつつ、大学における学びの質が担保されるよう指針を示すなどの取組に努めること。

小中一貫教育の実施を希望する設置者の積極的な取組を促すため、財政的支援を含めた条件整備や小中一貫教育の取組の質の向上を図るための方策を総合的に講じる



- **適切な教職員定数の算定**
- **必要な施設・設備の整備への支援**
- **小中一貫教育と学校運営協議会の一体的な導入推進など、9年間の学びを地域ぐるみで支える仕組みづくり**
- **モデル事業等を通じた好事例の収集・分析・周知**
- **小中一貫教育に応じた学校評価の充実と市町村における評価・検証**
- **都道府県による積極的な指導・助言・援助**
- **教職員の負担軽減の取組の推進**